

第2期
柏原市教育振興基本計画
—後期計画—

令和8年4月

柏原市教育委員会

目 次

第1章 教育振興基本計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の位置づけ
3. 計画期間
4. 進行管理及び公表について

第2章 教育を取り巻く状況

1. 社会状況の変化と国の動き
2. これまでの取組み
3. アンケート調査の実施と結果

第3章 柏原市の教育がめざすもの

1. 基本理念
2. 基本目標
3. 「第2期柏原市教育振興基本計画」体系

第4章 施策の方向性と具体的な取組み

【基本方針1】 未来を切り拓く「生きる力」を育成します

【基本方針2】 学びを支える支援体制を構築します

【基本方針3】 地域の特色を生かし、生涯にわたる学びの機会や環境をつくります

【基本方針4】 安心、安全で快適な教育環境をつくります

第1章 教育振興基本計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

柏原市教育委員会では、郷土柏原を愛し、自然や歴史にふれあいながら希望を持ち、社会の一員として責任を果たすことのできる子どもを育むために、『『かしわらっ子』はぐくみ憲章』(平成20年10月)を掲げ、基本理念である“15の春にひとすじの意志をもったひたむきな姿勢をつらぬく若者の育成”に取り組んできました。この理念に基づき、平成26年3月には「柏原市教育振興基本計画」(以降「基本計画」)を策定し、向こう6年間の教育振興となる4つの基本方針とその方針に基づいた施策に取り組んできました。

近年、少子高齢化や人口減少が進む一方で「Society5. 0時代」の到来といったさらなる情報化が進むなど、社会の変化は加速度を増しています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大や災害の発生などによって不透明かつ予測困難な時代になってきている中、子どもたちに、様々な社会的変化を乗り越えながら人生を切り拓いていくことのできる力を育成していくことは重要課題です。

柏原市教育委員会では、第1期の基本計画(前期・後期・改定期)の実施期間が令和3年度で終了することから、このたび、社会情勢の変化や国の動向及びこれまでの本市教育施策の取組状況や課題等を踏まえ、これからの時代に本市の教育がめざすべき方向性を示すとともに、令和4年度から令和12年度の9か年で実施すべき方策を具体的に進めていくことを目的に、「第2期柏原市教育振興基本計画」を策定します。

これまでから本市が大切にしてきた、基本目標「すべての子どもたちに生きる喜びとたくましい力を」は継承しつつ、子どもたちが自分のよさや可能性を見つけ、多様性を認め合いながら協働し、持続可能な社会の創り手となることができるよう、「第2期柏原市教育振興基本計画」に基づき、本市の教育力向上に向けた取組みを推進します。

2. 計画の位置づけ

本基本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく、「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置づけられているものであり、本市の教育施策を総合的かつ計画的に推進するため、本市の教育がめざす基本的な方向や今後推進すべき具体的な施策を明らかにするものです。

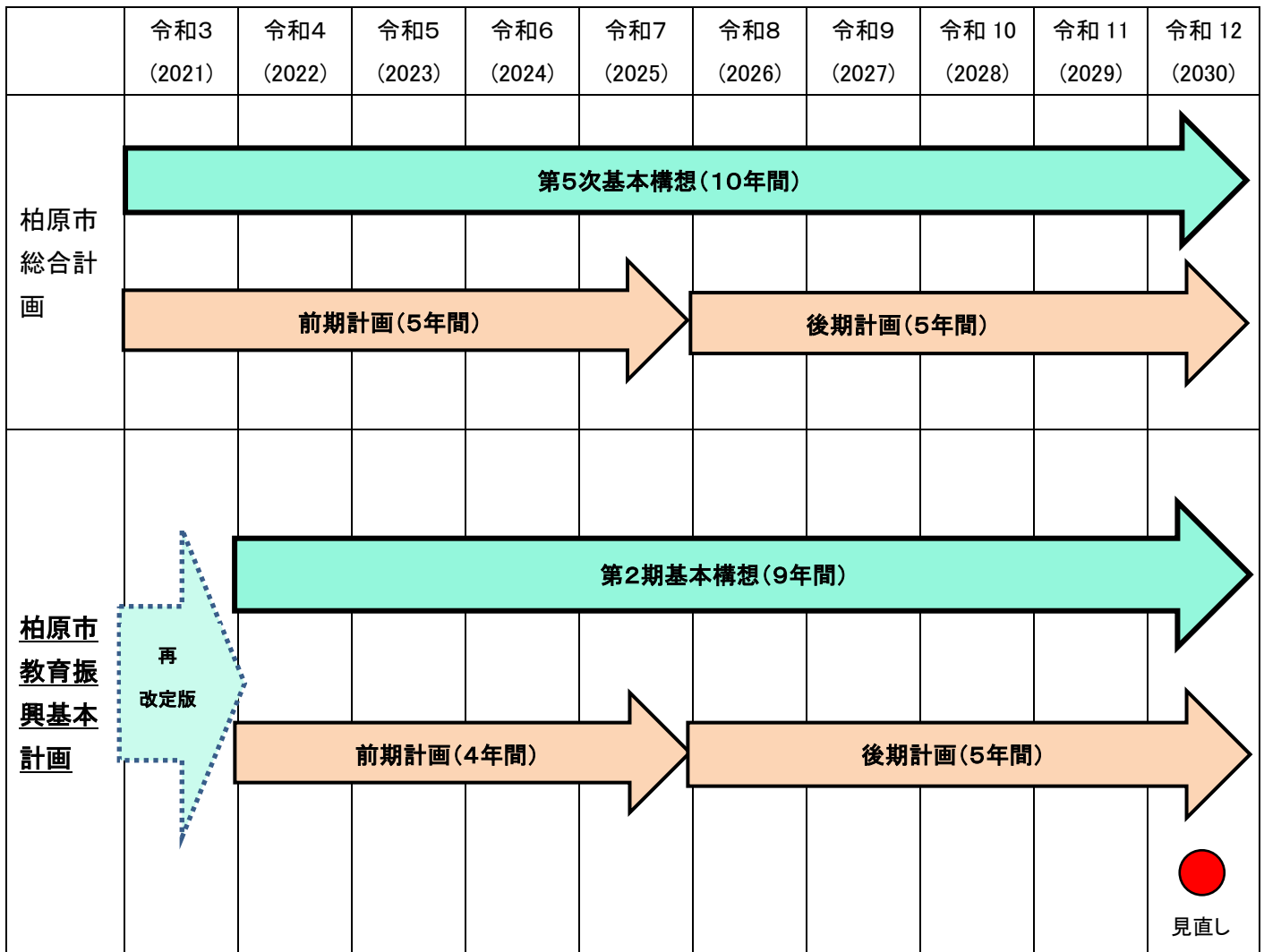
本基本計画は、柏原市が進めるまちづくりについての方向性や基本的な政策の指針である「第5次柏原市総合計画」に基づいた教育大綱として位置づけています。

また、「柏原市生涯学習推進計画」や「かしわらっ子はぐくみプランー柏原市学力向上計画ー」との連携を図り、本市の教育施策を総合的・計画的に推進していきます。

3. 計画期間

基本計画は「柏原市総合計画」の中で示している取り組むべき基本構想や主要施策を具現化するものとして位置づけられるため、これらの整合性を考慮して、これまで6か年としていた計画期間を下記のとおり、令和4年度から令和12年度までの9か年とします。

また、急速に変化する社会情勢や教育関係法令の改正等を踏まえ、計画期間中の前期・後期に関わらず、必要に応じて見直しを行います。



4. 進行管理及び公表について

本市教育委員と市長部局とで実施する「柏原市総合教育会議」等において取組みの進捗状況の確認や、進行管理を行います。

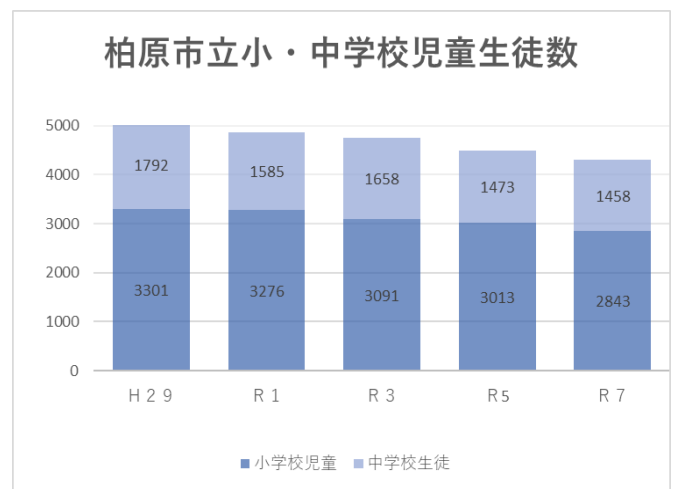
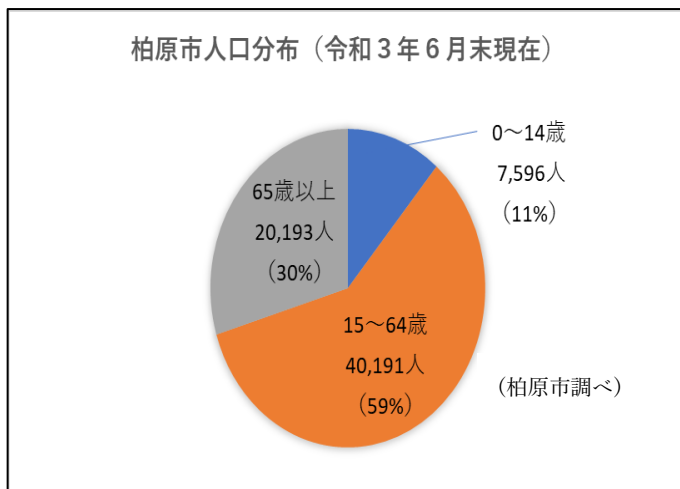
また、毎年「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条」に基づいて、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用した点検及び評価を行います。その結果は「教育委員会『点検・評価』報告書」に取りまとめて議会に提出し、市民に公表します。

第2章 教育を取り巻く状況

1. 社会状況の変化と国の動き

少子高齢化が進む中、厚生労働省が令和3年6月4日に公表した「令和2年人口動態統計月報年計(概数)」によると、全国の子どもの出生数は、840,832人で過去最少（対前年24,407人減少）となり、合計特殊出生率は1.34と低下（同0.02ポイント低下）しています。

令和3年6月末現在、柏原市の0歳から14歳の人口は市全体の11%であるのに対して、65歳以上の割合は30%となっており、柏原市立小学校・中学校に通う児童・生徒数も、この10年間で約800人減少しています。



人口減少の課題はつながりの希薄化や社会的孤立など、わたしたちの社会に影響を与えます。多様化し複雑化する課題と社会の変化を踏まえ、子どもたちには誰もが互いの人権を尊重し、一人ひとりの違いを認め合う共生社会の形成者として成長していくことが望まれます。そのためにも、学校・家庭・地域がより一層連携を図りながら、適切な教育環境を整えていくことが大切です。

そんな中、近年では新型コロナウイルス感染症が世界的に大流行したことによって、わたしたちの生活は一変しました。学校現場は教科書やプリント、動画教材などを用いて子どもたちの学習機会の保障に取り組みました。学校側からの指示や発信が主たる学習保障の手段であった全国の実態から、公立学校におけるICT環境整備の不十分さが指摘されましたが、文部科学省の「GIGAスクール構想」の早期実現により、教員及び児童生徒一人一台ずつの端末配備など、急速にICTの環境整備が進み出しました。

この新たなICT機器は、令和2年度から小学校で、令和3年度から中学校で全面実施となった「新学習指導要領」においても、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させるツールとして、効果的な活用が定着しつつあります。

現在、情報化社会ではインターネットを通じたコミュニケーションが広がり、国内外を問わず、多くのさまざまな人と時間を越えた交流ができるようになってきました。また、スマートフォンやタブレットなどの情報通信機器の普及によって、わたしたちの生活はより快適で便利なものとなり、超スマート社会(Society5.0)の到来

とされています。

その一方、インターネットをめぐってはSNS等によるトラブルやいじめ、事実ではない情報発信などの問題も起きています。子どもたちが大量の情報の中から正しく必要なものを収集し、分析・活用するための正しい知識や技能を身につけていくことは喫緊の課題です。学校は子どもたちの情報モラル教育に計画的に取り組むとともに、家庭や地域と連携しながら、対面でのコミュニケーションを通じて人間関係を形成していく力の育成や心の教育の充実を図っていくことが大切です。

また、音声入力機能などの人工知能(AI)技術の発展は情報通信機器だけでなく、わたしたちの身近な生活用品やサービスなどに組み込まれるようになり、多くの人が日常的に人工知能(AI)を使用する時代になりました。

そして、「人生100年時代」と言われる現代には、快適に過ごしやすい便利さに加え、誰もが豊かに生きていくために、生涯にわたって学ぶことのできる機会や環境が必要です。

折しも、国は平成28年に「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」を策定し、「4. 質の高い教育をみんなに」の開発目標において、子どもも大人もいつでも学ぶことができる環境づくりや、誰もが平等に質の高い教育を受けられるようにすることをめざしています。

目標を達成するためには、学校教育とともに市民ニーズに応える生涯学習の機会の提供やスポーツ活動の充実のほか、世代間の交流や子どもの健全育成に向けた地域のつながりといった社会教育の充実が求められます。また、地域に受け継がれてきた文化財等の歴史資産を次世代に継承し、誰もが身近な文化財に触れ、郷土の歴史を学ぶことができる取組みも大切です。

持続可能な質の高い教育の充実に向け、就学への支援や教育機会の均等、子どもの安全確保や施設環境整備など、誰一人取り残さない社会を実現させるべく取組みをすすめていく必要があります。

《関係法令・答申・策定計画等》

○ **【「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定(平成29年3月)】**

平成25年6月に制定された「いじめ防止対策推進法」において、「いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。」とされています。文部科学省では「いじめ防止対策協議会」等を行い、検討した結果を踏まえて、「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成25年10月11日文部科学大臣決定)が改定され、新たに「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が策定されました。

○ **【社会教育法の改正】(平成29年3月)について**

地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を実施する教育委員会が地域住民等と学校との連携協力体制を整備することや、地域住民等と学校との情報共有や助言等を行う「地域学校協働活動推進員」の委嘱に関する規定が整備されました。

○ **【地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正】(平成29年4月)**

平成27年12月に取りまとめられた中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」を踏まえ、「学校運営協議会」設置の努力義務化やその役割の充実などを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されました。(※「学校運営協議会」とは、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる仕組みです。)

○ **【第3期教育振興基本計画の策定】(平成30年6月閣議決定)**

2030年以降の社会の変化を見据えた教育施策のあり方や、教育を通じて生涯にわたる「可能性」と「チャンス」の最大化に向けた視点と教育施策を推進するための基盤に着目した取組みが、5つの基本方針により整理されました。

1. 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
2. 社会の持続的な発展をけん引するための多様な力を育成する
3. 生涯学び、活躍できる環境を整える
4. 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
5. 教育政策推進のための基盤を整備する

○ **【新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)】(平成31年1月)**

教職員の長時間勤務の実態を踏まえ、学校における働き方改革を推進するにあたっての総合的な方策が提言されました。教師のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行えるようにするために、学校における働き方改革が求められています。

○ **【学校教育の情報化の推進に関する法律】(令和元年6月)**

全ての児童生徒がその状況に応じて効果的に教育を受けることができる環境の整備を図るため、学校教育の情報化の推進に関し、基本理念、国や地方公共団体等の責務、学校教育における情報化推進計画の策定等が定められました。

○ **【学習指導要領の改訂】(小学校:令和2年4月1日 中学校:令和3年4月1日)**

新しい時代に必要となる資質・能力の育成と学習評価の充実を図るため、全教科等において、生きて働く「知識・技能」の習得、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養が明確化されました。

また、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身につけられるようにするのかを明確にしなが、社会との連携・協働によりその実現を図ることが示されました。

○ **【令和の日本型学校教育】の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)】(令和3年4月)**

2020年代を通じて実現をめざす学校教育を「令和の日本型学校教育」とし、その姿は「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学び」であると示されています。

急激に変化する時代の中で子どもたちに育むべき資質・能力の育成にあたっては、新学習指導要領の着実な実施と、ICTの活用が必要不可欠であることが示されました。

○ **【公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律】(令和3年4月)**

Society5.0時代の到来や子どもたちの多様化の一層の進展等の状況も踏まえ、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と安全・安心な教育環境を整備するために、令和3年度から公立の小学校の学級編制の標準を40人から35人へ段階的に引き下げることが決定されました。

○ **【第4期教育振興基本計画(令和5年度～9年度)】閣議決定(令和5年6月)**

本計画では2040年以降の社会を見据え、持続可能な社会の創り手の育成とウェルビーイング(幸福)の向上を目指しています。そのための基本方針として、グローバル社会で学び続ける人材の育成、誰一人取り残されない教育の推進、教育DXの推進など5つの基本方針を掲げ、日本の教育が目指すべき方向性が示されています。

○ **【教育課程企画特別部会における論点整理について(報告)】(令和7年9月)**

次期学習指導要領改訂に向けた今後の検討の基盤となる基本的な考え方として、生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら、自らの人生を舵取りすることができる、民主的で持続可能な社会の創り手を育むため、「主体的・対話的で深い学び」の実装、多様性の包摂、実現可能性の確保の3つの方向性が提起されました。

○【部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン】スポーツ庁・文化庁(令和7年10月)

部活動改革と地域クラブ活動の推進は、少子化や教員の働き方改革を背景に、学校単位の部活動を地域で支える仕組みに転換する取り組みです。休日の活動を中心に地域クラブへ移行し、指導者確保や安全対策、ICT 活用を進め、誰もが継続的にスポーツ・文化活動に参加できる持続可能な体制を構築すると示されました。

○【学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について ～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～】中央審議会答申(令和5年2月)

幼児教育と小学校教育の円滑な接続は、生涯にわたる学びの基盤づくりに不可欠であり、特に「架け橋期」(5歳児から小学校1年生)において、幼保小が協働し、遊びを通じた学びを尊重しながら小学校の学習へつなぐことが重要と示されました。

○【日本語教育の推進に関する法律】(令和元年6月)

日本に居住する外国人が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができる環境整備と日本語教育の推進に関して、国、地方公共団体及び事業主の責務が明示されました。外国人である幼児、児童、生徒等に対する生活に必要な日本語及び教科指導等の充実を図るため、人員配置、研修の充実、就学の支援、その他の必要な施策を講ずるよう示されています。

○【日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針】(令和7年9月)

外国人が日本社会で円滑に生活し、共生社会を実現するため、日本語教育の機会拡充と質の向上のため、外国人児童生徒等に対する総合的な支援を展開する国の方針が示されました。当該支援は、日本語指導の充実、学習支援、生活支援、保護者との連携、地域社会との協働等、多岐にわたる持続的かつ包括的な支援を示すもので、外国人児童生徒が安心して学習に取り組み、地域社会の一員として健やかに成長できる環境を整備することを基本方針としています。

2. これまでの取組み

本市では、平成26年3月に策定した「柏原市教育振興基本計画」の4つの基本方針に基づき、さまざまな施策に取り組んできました。令和2年度と3年度においては、市の上位計画となる「第5次柏原市総合計画」の実施時期との整合性を持たせるため、後期計画を延長する形で、これまでの取組みを総括するとともに、社会の変化や教育的ニーズに応じた改定版を作成することにより、本市の重点事業に取り組みました。

また、大学等の地域連携や市長部局との連携・協力を得た取組みをすすめてきました。

基本方針1 幼小中一貫教育を推進します

《主な取組み》

- 中学校区の教職員による合同研修や授業交流などを行ったり、児童・生徒が合同行事に取り組んだりする交流を進めました。また、PTA活動や健全育成会活動の充実を中学校単位で取り組みました。
- 就学前児童が円滑な小学校生活をスタートさせることができるよう、「わくわくスタート事業」を実施し、公立・私立を含めた学校園所の交流に取り組みました。
- 幼小中一貫教育推進教員を配置し、小学校における外国語の指導など、児童が中学校教員の専門的な授業を受けることができるよう取り組みました。

基本方針2 知・徳・体の調和のとれた子どもを育みます

《主な取組み》

- 「かしわらっ子はぐくみテスト」の実施と分析をとおして、学力向上対策についての取組みを推進しました。特に「書く力の向上」に焦点を当て、学力向上に取り組みました。
- 中学校では学習塾等の民間企業と協働し、小学校では大阪教育大学・関西福祉科学大学等の学生や地域ボランティアの方を指導員として、「柏原市スタディ・アフター・スクール事業(SAS)」に取り組むなど、放課後学習の充実を図りました。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置して、いじめや不登校への対応に取り組みました。
- 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」等の結果を活用して、体力向上や生涯スポーツの意識化ができるよう取組みを推進しました。
- 藤井寺市柏原市学校給食会(給食センター)と協働して食育指導を推進し、食物アレルギーのある児童生徒に対しては、対応マニュアルに沿って確実な対応ができるよう取り組みました。
- 中学校部活動による就学指定校の変更制度を設け、就学する学校に希望する部活動がない場合には、この制度による指定校の変更を認めることにしました。

《主な取組み》

- 自然を生かした学習教材を活用し、わがまち柏原を学ぶことができるよう取り組みました。
- 図書館、公民館、歴史資料館、市民文化会館等を通じて行われる文化的な活動をとおして、学校教育との連携を図りました。
- 小学校の子どもたちが放課後や土曜日に、PTAや健全育成会の方々の支援を受けてスポーツや様々な体験活動に取り組む「放課後子ども教室(のびのびルーム)」の実施など、子どもたちが安全・安心に過ごせる居場所づくりの推進に努めました。
- 地域の方々のご協力のもと、「子どもの安全見守り隊」「地域清掃」「あいさつ運動」などの青少年健全育成活動の推進を図りました。
- 「柏原市PTA協議会」「柏原市青少年健全育成協議会」において各地区の活動について話し合う交流や協働体制を深めました。
- 青少年を対象に、体験学習を中心にしたさまざまな講座を開催しました。

基本方針4 安全・安心で、質の高い教育環境をつくります

《主な取組み》

- 教職員がさまざまな今日的な教育課題に対応できるよう、研修の機会を充実しました。
- 子どもへの交通安全、防犯教育を推進し、地域との連携による子どもの見守り活動等を推進しました。小学校に安全監視員を配置し、通学路を警備する業務を継続しました。
- 小規模特認校である堅上小学校や堅下南小学校に通う遠距離通学の児童を対象に、安全確保と通学時間短縮を図るため、スクールバスを運行しました。
- 市内にある全小中学校の普通教室に空調設備を整備し、トイレの洋式化に取り組みました。
- 国分中学校グラウンドの整備が完了しました。
- 全中学校区に学校司書を配置し、子どもたちの読書活動を推進しました。
- 令和元年12月に文部科学省から示された「GIGAスクール構想の実現」に基づき、国の財政的支援を活用して小中学校の教員及び児童生徒に、一人一台のタブレット端末を整備しました。
- 小中学校に設置する支援学級において、子ども一人ひとりの障がいの状況や教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導、支援がなされるよう取り組みました。また、通級指導教室の増設を行いました。
- 経済的理由によって就学が困難な子どもの保護者に対する就学支援を行うとともに、高等学校などへの進学・就学を断念することがないよう奨学基金事業を実施しました。

大学等の地域連携や市長部局との連携から

《「柏原市総合教育会議」の開催に関する取組み》

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正(平成27年4月施行)により、全ての地方公共団体に市長と教育委員会で構成する「総合教育会議」を設置することになりました。これにより、市長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、市長が公の場で教育行政について議論することが可能となりました。また、市長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育行政の方向性を共有し、一致して執行にあたることが可能となりました。

平成27年5月には市長が招集する「第1回柏原市総合教育会議」において、「柏原市教育振興基本計画」(平成26年3月策定)が教育に関する「大綱」に定められました。

《公立幼稚園及び公立保育所の再編整備に関する取組み》

平成28年度に「公立幼稚園及び公立保育所の再編整備に関する基本計画」を策定し、公立幼稚園の就園児数の減少や保育ニーズの増加、施設の老朽化等の様々な課題を踏まえた今後の公立就学前施設のあり方として、幼保一元化を推進してきました。

令和3年4月1日に下表の市内4か所で「幼保連携型認定こども園」を開設しました。

施設名	統合園所等
かしわらこども園	柏原西幼稚園と柏原保育所の統合により、新園舎で開設
たまたこども園	玉手幼稚園と円明保育所の統合により、円明保育所の園舎を活用して開設
こくぶこども園	国分幼稚園と国分保育所の統合により、国分保育所の園舎を活用して開設
かたしもこども園	堅下幼稚園と堅下保育所の統合により、堅下保育所の園舎を活用して開設

《市内の大学・高等学校との連携に関する取組み》

平成22年度より大阪府教育委員会の施策である「柏原地域連携型中高一貫教育推進事業」に取り組み、市立各中学校と府立柏原東高等学校との連携・一貫教育を進めてきましたが、令和3年3月に府立柏原東高等学校が閉校になったことに伴い、令和3年度は授業担当教員を活用した書道の授業を継続して行いました。

市内の大学、私立高等学校などとの連携については、大阪教育大学に続き、平成26年度には玉手山学園(関西福祉科学大学、関西女子短期大学、関西福祉科学大学高等学校、関西女子短期大学附属幼稚園)、平成27年度には東大阪大学柏原高等学校と包括連携協定を締結しました。

《「柏原市立小・中学校適正規模・適正配置基本方針」に関する取組み》

幼小中一貫教育を推進するため、平成28年度に、本市における小・中学校の規模及び配置のあり方について基本的な考えを整理した「柏原市立小・中学校適正規模・適正配置基本方針」を策定し、この方針に基づき、令和2年4月に国分小学校と国分東小学校を統合しました。

令和3年度には子どもたちの教育環境の充実という視点で効果検証を行い、検証の結果や時代のニーズを踏まえた上で「柏原市立小・中学校適正規模・適正配置基本方針」の見直しを図りました。

《「かしわらっ子はぐくみプラン」に関する取組み》

柏原市教育委員会では、平成28年度に「すべての子どもたちに確かな学力を！！」を目標に、「かしわらっ子はぐくみプラン 第1期柏原市学力向上3カ年計画」を策定し学力向上に取り組んできました。平成31年度からは第1期の課題と成果を踏まえ、「かしわらっ子はぐくみプラン 第2期柏原市学力向上3カ年計画」を策定し、学校・家庭・地域の適切な役割分担のもと「学び」の保障を行い、確かな学力の向上に向けて取り組んできました。

これまでの取組みの現状と課題については、新たな柱となる基本方針のもと、具体的な取組みとして次期計画の施策に生かしていくため、「第4章 施策の方向性と具体的な取組み」の中でも改めて述べています。

3. アンケート調査の実施と結果

柏原市教育委員会では、『第2期柏原市教育振興基本計画』の策定にあたり、柏原市立学校園に通う子どもをお持ちの保護者の中から、柏原市の教育に対する考えや意見を伺うことを目的に次のとおりアンケートを実施しました。本アンケートの結果から見える保護者のご意見や願いは、これからの柏原市の教育施策に生かしていきます。

【実施期間】	令和3年5月24日(月)から令和3年6月7日(月)まで
【対象者】	柏原市立幼稚園・保育所・こども園 年長児保護者 181名
	柏原市立小学校 6年生児童の保護者 525名
	柏原市立中学校 3年生児童の保護者 526名
【回収率】	(就学前) 幼・保・こども園 48.1%
	(就学後) 小・中学校 32.9%(小:40.8% 中:25.1%)

<質問内容と回答結果>

小学6年・中学3年保護者用

1. 学校に期待する教育活動や指導は何ですか。(3つまで)

学力・学習意欲の向上	71.4%
人権尊重や他人を思いやる心を育むこと	52.3%
集団生活のきまりや社会のルールを守ること	48.6%
ICTを活用する力や情報モラルの育成	22.3%
外国語を用いてコミュニケーションがとれる力の育成	21.4%
将来の進路や職業について考えること	20.8%
体力や運動能力の向上	18.2%
いじめや不登校への対応	17.6%
障がいのある児童生徒の支援体制の充実	6.4%
地域の伝統文化や歴史を学び、郷土愛を育むこと	4.6%
防災や防犯の意識を高めること	4.3%
健康や食について考えること	4.0%
その他	1.7%

「学力・学習意欲の向上」が71.4%と最も多く、次いで「人権尊重や他人を思いやる心を育むこと」が52.3%、「集団生活のきまりや社会のルールを守ること」が48.6%でした。新学習指導要領にもある「ICTを活用する力や情報モラルの育成」は22.3%、「外国語を用いてコミュニケーションがとれる力の育成」は21.4%となり、ほぼ同じでした。

2. 子どもたちが学校や先生に対して、強く望むことは何だと思いますか。(3つまで)

頑張ったことをほめてほしい	54.6%
わかりやすい授業の工夫をしてほしい	43.9%
体験学習などの活動をたくさん取り入れてほしい	35.5%
いじめのない楽しい学校にしてほしい	35.5%
悪いことをしたときには、きちんと注意してほしい	33.8%
楽しい学校行事をしてほしい	27.7%
教室やトイレなどの施設を良くしてほしい	15.6%
悩みや意見をじっくり聞いてほしい	14.5%
先生と一緒に遊ぶ時間をつくってほしい	9.8%
クラブ活動や部活動に力を入れてほしい	9.8%
先生以外の人と一緒に勉強したり、話をしたりできるようにしてほしい	4.3%
その他	2.9%

保護者が感じる子どもたちの望んでいることは、「頑張ったことをほめてほしい」が最も高く、54.6%の半数以上の割合となりました。次いで、「わかりやすい授業の工夫をしてほしい」が43.9%となり、「体験学習などの活動をたくさん取り入れてほしい」、「いじめのない楽しい学校にしてほしい」は35.5%、「悪いことをしたときには、きちんと注意してほしい」が33.8%と、ほぼ同じでした。

3. 小学校から中学校へ進学するにあたって、不安に思われること(思われたこと)は何ですか。
(3つまで)

友だちと良い関係がつかれるか	67.9%
授業についていけるか	55.2%
評価や進路について	52.3%
先生と良い関係がつかれるか	27.5%
部活動について	22.3%
登下校時の安全(不審者等含む)	17.9%
学校のいろいろな決まりを守ることができるか	3.8%
特にない(特になかった)	3.8%
健康状態(アレルギー等含む)	1.7%
その他	3.8%

小学校から中学校へ進学する際、不安に思うことは、「友だちと良い関係がつかれるか」が最も多く、67.9%となりました。次いで「授業についていけるか」が55.2%、「評価や進路について」が52.3%となり、ともに半数の割合を超えました。

4. 家庭における教育で何を身につけることを重視していますか。(3つまで)

人を思いやること	57.5%
基本的な生活習慣(早寝早起きなど)	56.1%
自ら考え行動する力	41.9%
社会のルールを守ること	36.1%
自分自身や家族を大切にすること	32.9%
家庭学習の習慣	24.3%
命を大切にすること	23.7%
家庭内での役割を担うこと(お手伝いなど)	19.1%
その他	0.3%

家庭における教育で重視していることのうち、最も多かったのが「人を思いやること」の57.5%でした。「基本的な生活習慣(早寝早起きなど)」が56.1%、「自ら考え行動する力」が41.9%と続きました。家庭学習の習慣は24.3%でした。

5. 家庭での教育について、困っていることはありますか。(いくつでも)

スマートフォンや携帯電話の使い方	48.0%
子どもの学力や学習状況	43.6%
ゲーム機の使い方	33.2%
家庭でのしつけや教育方法	23.4%
学校園での子どもの様子がわからないこと	22.0%
教育費の負担	19.7%
保護者同士の交流が少なく、情報交換ができないこと	13.6%
特になし	13.0%
子どもの素行や生活態度	10.1%
子どもと接する時間が少ないこと	9.0%
その他	2.6%

家庭の教育について困っていることは「スマートフォンや携帯電話の使い方」の48.0%が最も多く、次いで「子どもの学力や学習状況」が43.6%となり、「ゲーム機の使い方」は33.2%でした。「家庭でのしつけや教育方法」が23.4%、「学校園での子どもの様子がわからないこと」が22.0%と続きました。

6. 子どもたちを地域全体で育てていくために、地域でどのようなことに力を入れて取り組むべきだと思いますか。(3つまで)

大人自身のマナーやモラルを向上させる	59.8%
地域の子どもたちへのあいさつや声かけなどを日常的に行う	46.2%
地域全体で子どもを育てていこうという共通の意識を持つ	38.4%
親子や子ども同士が安全に遊べる場を充実させる	34.7%
子どもに有害な情報や環境を取り除く	17.1%
部活動の指導や学校の教育活動などの支援をする	15.6%
地域の行事や子どもに関するイベントを充実させる	15.6%
子どもの問題行動に対して地域ぐるみで取り組む	14.5%

子どもたちを地域全体で育てていくために、力を入れて取り組むべきだと思うことは「大人自身のマナーやモラルを向上させる」の59.8%が最も多く、次いで、「地域の子どもたちへのあいさつや声かけなどを日常的に行う」が46.2%、となりました。

7. 今後、学校と協力したり、参加したりしてもよいと思う行事や活動は何ですか。(いくつでも)

体育大会、学習発表会などの学校行事	84.4%
学校公開日や授業参観	76.9%
保護者説明会や懇談会	47.1%
芝生の手入れや清掃活動などの環境整備	20.8%
登下校時などの子どもの見守り活動	19.7%
部活動の指導や支援	13.3%
PTAの役員や委員としての活動	11.8%
PTA主催の行事	11.0%
学習補助や読み聞かせなどの学校ボランティア	9.5%
学校の運営方針や教育活動に対して意見を述べる場	6.6%
その他	1.7%

今後、学校と協力したり、参加したりしてもよいと思う行事や活動については「体育大会、学習発表会などの学校行事」の84.4%、「学校公開日や授業参観」の76.9%が高い割合でした。次いで「保護者説明会や懇談会」が47.1%でした。「PTAの役員や委員としての活動」や「PTA主催の行事」については、11%程度の結果となりました。

8. 柏原市の子どもたちの教育や環境について、課題と感じていることは何ですか。(3つまで)

基礎学力の定着	61.0%
体力向上	26.0%
教職員の指導力	26.0%
家庭・地域・学校の連携	21.1%
スマートフォンやSNSの普及	20.2%
いじめや不登校などの問題行動	19.9%
家庭環境などによる子どもたちの教育格差	19.9%
道徳心や規範意識	17.6%
基本的な生活習慣	9.5%
家庭の教育力	8.7%
地域の教育力	8.4%
その他	3.8%

柏原市の子どもたちの教育や環境について、課題と感じていることは「基礎学力の定着」の61.0%が最も多く、次いで「体力向上」と「教職員の指導力」が26.0%でした。「家庭・地域・学校の連携」、「スマートフォンやSNSの普及」、「いじめや不登校などの問題行動」、「家庭環境などによる子どもたちの教育格差」、「道徳心や規範意識」の項目は、約20%の同程度となり、さまざまな課題があることがわかりました。

9. お子さんに将来どのような人になってもらいたいと思いますか。(3つまで)

柔軟に物事を考えられる人	49.7%
心身ともに健やかでたくましい人	43.9%
互いの違いを認め合い、助け合える人	43.9%
粘り強く前向きに挑戦する人	41.6%
人とのつながりやふれあいを大切にする人	33.8%
ルールを守り、正しい行動や判断ができる人	30.6%
自分の意思をはっきり主張できる人	26.9%
社会に貢献することができる人	10.1%
国際社会で活躍できる人	7.2%
生まれ育ったまち(地域)を愛する人	2.0%
その他	0.6%

将来なってもらいたい人は「柔軟に物事を考えられる人」が49.7%で最も多く、次いで、「心身ともに健やかでたくましい人」及び「互いの違いを認め合い、助け合える人」が43.9%、「粘り強く前向きに挑戦する人」が41.6%となりました。

10. 柏原市にもっと充実してほしい施策は何ですか。(いくつでも)

確かな学力の確立 (ICT活用含む)	59.5%
安全、安心な教育環境の整備 (学校施設含む)	48.0%
豊かな心の育成	47.4%
健やかな体づくりの推進	32.9%
生涯学習の充実	20.8%
スポーツの振興	18.5%
地域の特性やボランティア等を生かした教育の充実	15.3%
教育機会の均等と確保	12.4%
幼小中一貫教育の推進	11.8%

柏原市にもっと充実してほしい施策のうち、最も多かったのは「確かな学力の確立 (ICT活用含む)」の59.5%でした。次いで、「安全、安心な教育環境の整備 (学校施設含む)」が48.0%、「豊かな心の育成」が47.4%、「健やかな体づくりの推進」が32.9%と続き、「生涯学習の充実」は20.8%でした。

幼稚園・保育所・認定こども園保護者用

1. 幼児期の教育・保育の中で、子どもたちにどのような力や態度を身につけることが重要だと思いますか(3つまで)

相手の気持ちを思いやること	57.5%
きまりや約束を守ること	48.3%
主体的に遊んだり、活動したりすること	46.0%
友だちや身近な人と親しみ、関わること	34.5%
身の回りのことを自分でできるようにすること	33.3%
自分の気持ちを言葉で表現しようとする	28.7%
生命や自然を大切にすること	21.8%
目標に向かって、粘り強く取り組むこと	14.9%
本に慣れ親しむこと	6.9%
安全に気をつけて行動すること	3.4%
その他	0.0%

子どもたちに身につけることが重要だと思う力や態度は「相手の気持ちを思いやること」が57.5%で最も多く、次いで、「きまりや約束を守ること」が48.3%、「主体的に遊んだり、活動したりすること」が46.0%でした。また、「友だちや身近な人と親しみ、関わること」は34.5%、「身の回りのことを自分でできるようにすること」は33.3%でした。

2. お子さんが小学校に入学する際、心配に思うことはどんなことですか。(3つまで)

友だちと良い関係がつかれるか	80.5%
登下校時の安全(不審者等含む)	63.2%
授業についていけるか	44.8%
先生と良い関係がつかれるか	32.2%
学校のいろいろな決まりを守ることができるか	24.1%
特になし	3.4%
健康状態(アレルギー等含む)	2.3%
その他	2.3%

就学に向けて最も多かった心配は「友だちと良い関係がつかれるか」の80.5%でした。また、「登下校時の安全(不審者等含む)」は63.2%となり、中学校へ入学する時よりも、小学校へ入学する時の保護者の心配が高いことがわかりました。次いで、「授業についていけるか」が44.8%でした。

3. 家庭における教育で何を身につけることを重視していますか。(3つまで)

人を思いやること	72.4%
基本的な生活習慣(早寝早起きなど)	67.8%
自分自身や家族を大切にすること	44.8%
自ら考え行動する力	31.0%
命を大切にすること	28.7%
社会のルールを守ること	24.1%
家庭内での役割を担うこと(お手伝いなど)	9.2%
読書の習慣	5.7%
その他	2.3%

家庭における教育で重視していることのうち、「人を思いやること」が最も多く、72.4%でした。次いで、「基本的な生活習慣(早寝早起きなど)」が67.8%と高い割合になりました。「自分自身や家族を大切にすること」は44.8%でした。「命を大切にすること」は28.7%となり、小・中学校の保護者アンケート結果との違いが見られました。

4. 家庭での教育について、困っていることやこれから心配に思うことはありますか。(いくつでも)

子どもの学力や学習状況	41.4%
家庭でのしつけや教育方法	41.4%
学校園での子どもの様子がわからないこと	41.4%
スマートフォンや携帯電話の使い方	40.2%
ゲーム機の使い方	28.7%
教育費の負担	28.7%
子どもの素行や生活態度	28.7%
保護者同士の交流が少なく、情報交換ができないこと	13.8%
子どもと接する時間が少ないこと	11.5%
特にない	6.9%
その他	3.4%

家庭での教育について、現在困っていることや今後心配に思うことは「子どもの学力や学習状況」、「家庭でのしつけや教育方法」、「学校園での子どもの様子がわからないこと」が41.4%でした。「学校園での子どもの様子がわからないこと」は、小・中学校の保護者アンケート結果(22.0%)よりも高い結果でした。

5. 子どもたちを地域全体で育てていくために、地域でどのようなことに力を入れて取り組むべきだと思いますか。(3つまで)

親子や子ども同士が安全に遊べる場を充実させる	59.8%
大人自身のマナーやモラルを向上させる	49.4%
地域の子どもたちへのあいさつや声かけなどを日常的に行う	46.0%
地域全体で子どもを育てていこうという共通の意識を持つ	40.2%
地域の行事や子どもに関するイベントを充実させる	28.7%
子どもに有害な情報や環境を取り除く	19.5%
部活動の指導や学校の教育活動などの支援をする	8.0%
子どもの問題行動に対して地域ぐるみで取り組む	6.9%
その他	0.0%

子どもたちを地域全体で育てていくために、力を入れて取り組むべきだと思うことは「親子や子ども同士が安全に遊べる場を充実させる」が最も多く、59.8%でした。

次いで、「大人自身のマナーやモラルを向上させる」が49.4%、「地域の子どもたちへのあいさつや声かけなどを日常的に行う」が46.0%、「地域全体で子どもを育てていこうという共通の意識を持つ」が40.2%となりました。「子どもの問題行動に対して地域ぐるみで取り組む」は最も少なく、6.9%でした。

6. 柏原市の子どもたちの教育や環境について、課題と感じていることは何ですか。(3つまで)

基礎学力の定着	31.0%
家庭・地域・学校の連携	28.7%
いじめや不登校などの問題行動	27.6%
道徳心や規範意識	23.0%
地域の教育力	23.0%
家庭環境などによる子どもたちの教育格差	19.5%
体力向上	19.5%
スマートフォンやSNSの普及	18.4%
教職員の指導力	18.4%
基本的な生活習慣	9.2%
家庭の教育力	1.1%
その他	3.4%

課題と感じていることのうち、「基礎学力の定着」は31.0%でした。「家庭・地域・学校の連携」は28.7%、「いじめや不登校などの問題行動」は27.6%、「道徳心や規範意識」と「地域の教育力」は23.0%となりました。また、約20%の同程度となる割合が4項目もあり、小中学校の保護者アンケート同様、さまざまな課題があることがわかりました。

7. お子さんに将来どのような人になってもらいたいと思いますか。(3つまで)

心身ともに健やかでたくましい人	63.2%
柔軟に物事を考えられる人	50.6%
粘り強く前向きに挑戦する人	40.2%
互いの違いを認め合い、助け合える人	40.2%
人とのつながりやふれあいを大切にする人	37.9%
自分の意思をはっきり主張できる人	24.1%
ルールを守り、正しい行動や判断ができる人	16.1%
国際社会で活躍できる人	10.3%
社会に貢献することができる人	3.4%
生まれ育ったまち(地域)を愛する人	2.3%
その他	0.6%

将来なってもらいたい人は「心身ともに健やかでたくましい人」が63.2%で最も多く、次いで「柔軟に物事を考えられる人」が50.6%でした。「粘り強く前向きに挑戦する人」と「互いの違いを認め合い、助け合える人」はともに40.2%でした。

8. 柏原市にもっと充実してほしい施策は何ですか。(いくつでも)

豊かな心の育成	59.8%
安全、安心な教育環境の整備(学校施設含む)	58.6%
確かな学力の確立(ICT活用含む)	37.9%
健やかな体づくりの推進	35.6%
幼児教育の推進	28.7%
地域の特性やボランティア等を生かした教育の充実	17.2%
教育機会の均等と確保	17.2%
幼小中一貫教育の推進	13.8%
スポーツの振興	12.6%
生涯学習の充実	12.6%
青少年の健全育成	11.5%
その他	4.6%

柏原市にもっと充実してほしい施策のうち、最も多かったのは「豊かな心の育成」の59.8%でした。次いで、「安全、安心な教育環境の整備(学校施設含む)」が58.6%となり、半数の割合を超えました。「確かな学力の確立(ICT活用含む)」が37.9%、「健やかな体づくりの推進」が35.6%、「幼児教育の推進」が28.7%と続き、生涯学習に関連する施策への期待は同程度の割合で見られました。

第3章 柏原市の教育がめざすもの

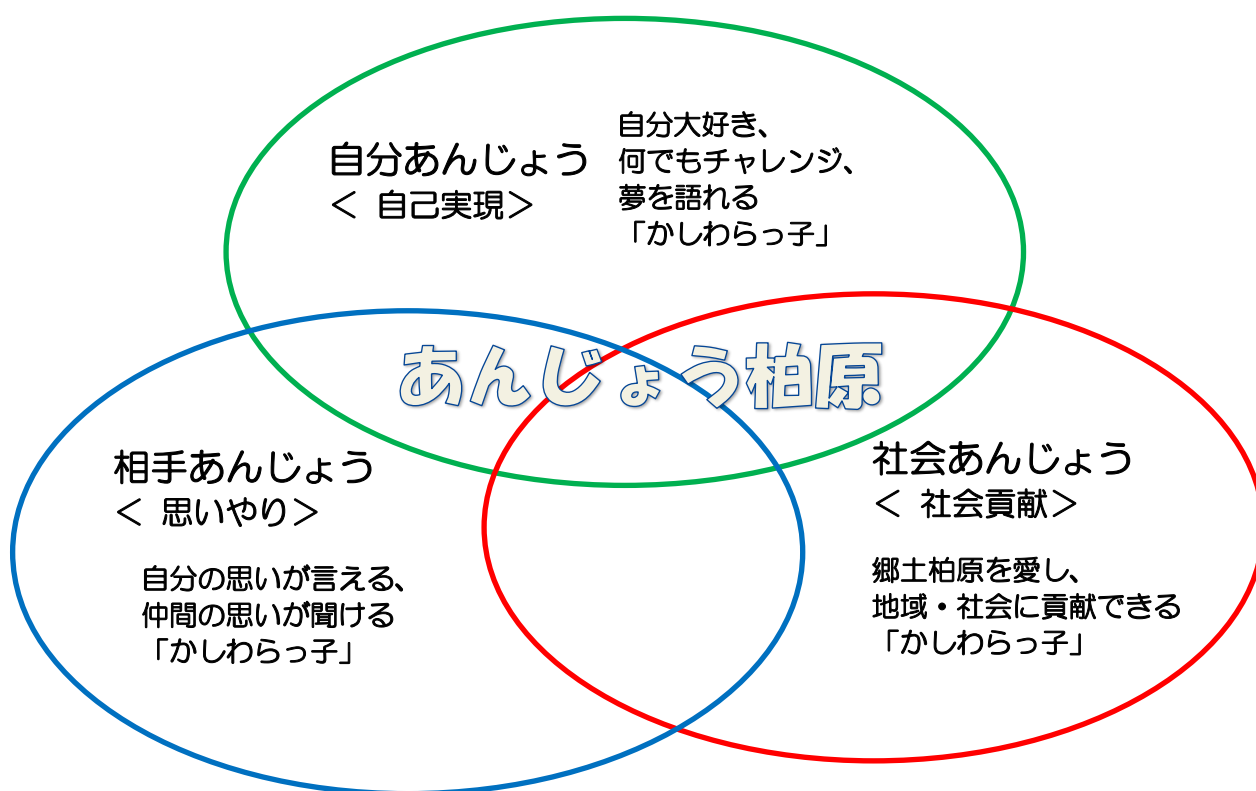
1. 基本理念

～『「かしわらっ子」はぐくみ憲章」より～

めざす子ども像

「15の春にひとすじの意志をもった

ひたむきな姿勢をつらぬく若者の育成」



家庭教育・地域教育・学校教育それぞれの場に掲げる育成理念のもと、連携して「かしわらっ子」を育みます。

《家庭教育》 「あたたかい親心で生活習慣・規範をあんじょうする場」

《地域教育》 「出会い、ふれあい、人とのつながりをあんじょうする場」

《学校教育》 「学びをとおして生きる力をあんじょうする場」

2. 基本目標

柏原市教育委員会では、毎年「学校教育基本目標ならびに重点目標」を策定し、教育活動に取り組む際の「めあて」として示しています。

基本目標を達成するために5つの重点目標を設定して取組みをすすめます。

《基本目標》

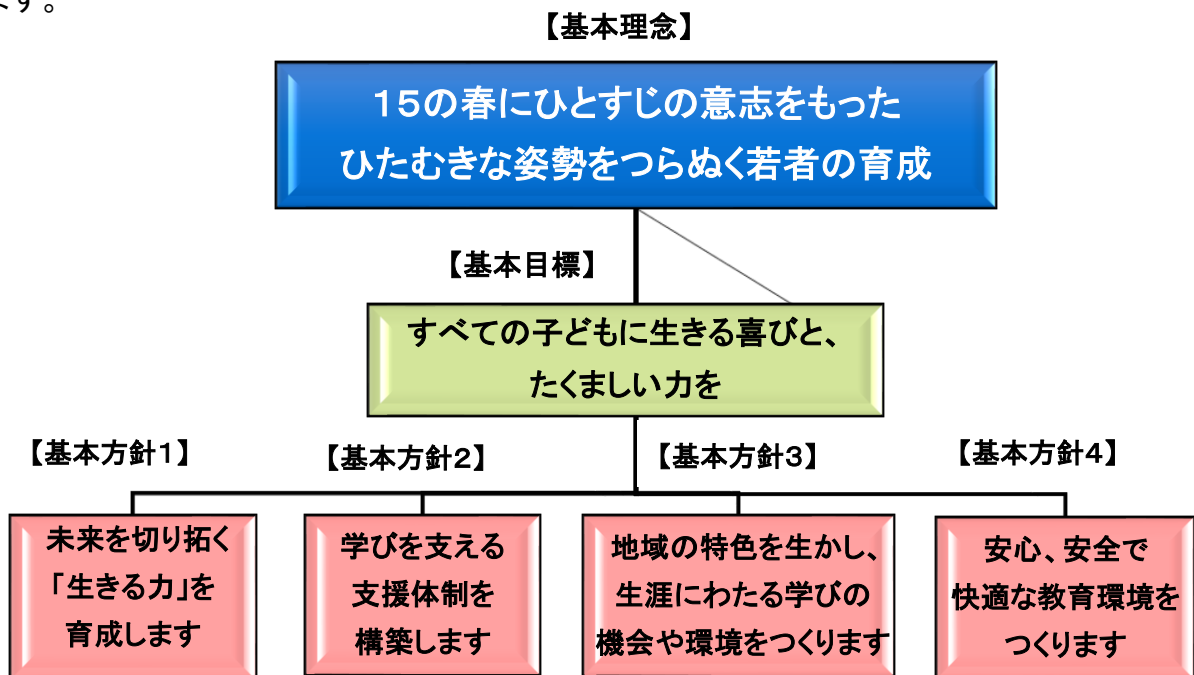
「すべての子どもに生きる喜びと、たくましい力を」

《重点目標》

1. 一人ひとりを大切にする学校園教育を
2. 基礎・基本の定着をめざしたわかる授業の創造を
3. 自ら考え、学ぶ意欲を育てる授業への改革を
4. 知・徳・体のバランスのとれた生きる力の育成を
 - (1) 知識・技能を習得し、活用して自ら考え、判断し、表現する力を
 - (2) 他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性を
 - (3) たくましく生きるための健康や体力を
5. 家庭・地域との密接な連携をはかり、安全で開かれた学校園づくりを

3. 「第2期柏原市教育振興基本計画」体系

第3章の1に定める基本理念及び2に定める基本目標の実現に向けて、これからの時代に本市の教育がめざす方向性の柱となる4つの基本方針を定め、具体的な施策に取り組んでいきます。



【基本方針Ⅰ】

1. 未来を切り拓く「生きる力」を育成します

<重点項目>

(1) 幼小中一貫教育の充実

①中学校区の連携強化 ②幼小中一貫教育推進事業の推進
③英語教育の充実 ④幼児教育の充実と学校教育との接続
⑤キャリア教育の推進

(2) 確かな学力の育成
第3期かしわらっ子はぐくみプラン
ー柏原市学力向上計画ーより

①「思考力・判断力・表現力」の育成をめざした授業づくり
②ICTを活用した授業づくり ③学習評価の充実 ④研究
体制の充実 ⑤家庭学習の充実 ⑥学力向上の指標と目標値

(3) 豊かな心の育成

①人権教育の充実 ②道徳教育の充実 ③学校図書館の充実

(4) 健やかな体の育成

①体力づくりの充実 ②学校保健の充実 ③食育の充実

【基本方針Ⅱ】

2. 学びを支える支援体制を構築します

<重点項目>

(1) 子どもへの適切な支援

①支援教育の充実 ②不登校への対応 ③外国人児童生
徒への支援 ④関係機関との連携

(2) 専門人材の活用

①スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの
配置 ②教育を支援する各種専門人材の配置

(3) 教職員の専門性の向上

①教職員の研修の充実 ②学校評価の工夫 ③服務規律の
徹底

(4) 就学への支援

①就学援助制度 ②奨学金制度 ③就学相談の充実

【基本方針3】

3. 地域の特色を生かし、生涯にわたる学びの機会や環境をつくります

<重点項目>

(1) 生涯学習の推進

①社会教育施設の活用 ②公民館の活用 ③図書館の活用

(2) 青少年の健全育成

①家庭・学校・地域等との連携強化 ②青少年講座の充実

(3) 生涯スポーツの充実

①スポーツ活動の充実 ②スポーツ環境の充実

(4) 歴史・文化の保全と活用

①文化財の保全、整備、活用 ②市内文化財の普及、啓発

【基本方針4】

4. 安心、安全で快適な教育環境をつくります

<重点項目>

(1) 子どもの安全確保

①安全監視員の配置 ②通学路の安全確保 ③学校における危機管理体制の確立

(2) 施設的环境整備

①安全、安心な施設環境の構築 ②社会教育施設の充実

(3) 学校給食の充実

①安全、安心な給食の供給 ②給食アレルギー等への対応

(4) 教育機会の均等

①学校の適正規模、適正配置の推進 ②部活動の充実

第4章 施策の方向性と具体的な取組み

【基本方針 1】 未来を切り拓く^{ひら}「生きる力」を育成します

(1) 幼小中一貫教育の充実

【現状と課題】

- 本市の一貫教育は平成19年の堅上小・中学校よりスタートしました、翌年の平成20年には幼稚園の就学前教育と義務教育との連携や接続を強化するために幼小中一貫教育として範囲を広げ、平成24年4月より市内全中学校区で取組みを始めました。校種の異なる教職員が協働し、互いの強みと特性を生かして、子どもの健全育成に取り組んでいます。現在、校区の合同研修会やワーキンググループ会議などをおして、互いに子どもの発達過程や指導方法などに特徴や差異があることを理解しながら、共通目標や指導方法などについて話し合っています。中でも、幼児期の学びが小学校以降の学びへと接続できるよう、小学校教育との連携を図り、幼小接続期(架け橋期)の教育の充実が重要になってきます。
- 市の幼小中一貫教育推進教員が小・中学校の両方の授業を受け持つことや、専門性を生かして小学校における外国語の指導を担うことにより、子どもたちは校種間の段差を乗り越えやすくなっています。今後は定期的なPDCAサイクルを機能させ、より効果的な取組みとなるようブラッシュアップしていくことが必要です。

基本的方向

幼児教育と学校教育の接続を含め、中学卒業までを見据えた段差のない継続的・系統的な教育活動をすすめます。

また、中学校区を単位にした特色ある取組みをすすめ、教職員間の連携強化や子どもたちの交流学習の充実を図ります。

重点① 中学校区の連携強化

● 子どもの交流

幼児・児童・生徒の交流を活発に行うことによって、校区のつながりを強化します。また異年齢交流によって年下の子は年上の子を敬い、憧れ、年上の子は年下の子をいたわり、導くという良い関係を育てます。

【主な交流行事】

- ・合同遠足
- ・合同体育大会
- ・中学校体験入学
- ・わくわくスタート事業(就学前の幼児による小学校体験)

● 教職員間の連携

校種を越えて教職員が交流する場を、年間計画に位置づけて実施することにより、指導方法の工夫改善を図り、同じ子どもを引き継いで育成しているという連帯感を醸成します。

【主な交流行事】

- ・ワーキンググループ会議
- ・合同研修
- ・合同実践発表
- ・授業参観交流
- ・幼小中一貫教育コーディネーター連絡会

重点② 幼小中一貫教育推進事業

● 幼小中一貫教育推進教員の配置

各中学校区に市費による幼小中一貫教育推進教員を配置し、一貫教育のさらなる充実を図ります。

重点③ 英語教育の充実

● 英語専科教員の活用

幼小中一貫教育推進教員のうち、英語を担当する英語教育推進教員と大阪府の小学校英語専科加配を活用し、小・中学校で系統性のある質の高い英語指導を推進します。

● ALT(外国語指導助手)の活用

ALT(外国語指導助手)を全校に配置し、学んだ英語を実際に活用することとおしてコミュニケーション能力を育成します。また、外国の文化・生活に触れ、互いの文化や考え方を知ることによって双方の「違い」を理解し、尊重する態度を養います。

● Can-Doリストによる指導の充実

中学校卒業時につけたい英語運用能力を見据え、英語学習で身につける能力や技能を指標化したリスト(Can-Doリスト)を各中学校で作成・運用し、英語の4技能をバランスよく指導していきます。

重点④ 幼児教育の充実と学校教育との接続

- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿(10の姿)」を踏まえたカリキュラム・マネジメントの推進
幼稚園と認定こども園、保育所の連携を強化し、幼児教育の充実を図ります。
「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿(10の姿)」を踏まえたカリキュラム・マネジメントの推進し、幼児教育から学校教育への円滑な移行や接続を図ります。

重点⑤ キャリア教育の推進

- キャリアパスポートの作成
 - ・ 子どもたちが自らの生き方について考え、自分の夢や希望を育むことができるよう、特別活動やホームルーム活動を中心に、各教科の学習とも関連づけたキャリア教育を推進します。
 - ・ キャリア教育の推進にあたっては、義務教育から高等学校教育への連続性を視野に入れ、子どもたちが学びのプロセスをふり返りながら、自身の変容や成長を自己評価できるためのキャリアパスポートを作成し、引き継いでいきます。
- 職場体験学習の充実
地域と中学校が連携し、生徒に望ましい勤労観・職業観を育成するとともに、生徒が地域の企業等で働くことを実体験し、自分の将来や生き方を見つめる機会となる職場体験学習の充実を図ります。

(2) 確かな学力の育成

「かしわらっ子はぐくみプランー柏原市学力向上計画ー」より

【現状と課題】

- 平成28年度より「かしわらっ子はぐくみプランー柏原市学力向上計画ー」を作成し、市内のすべての子どもたちに確かな学力を育むため、教育委員会・学校・家庭が連携した取組みを推進してきました。
- 令和4年度から6年度の各種調査結果より、基本的な生活習慣が継続的に身につけていること、挑戦心や達成感、自己有用感等において概ね肯定的であること、学級で互いを認め合い、協働的に活動できることといった成果が見られます。また、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善も着実に進んでおり、課題解決にむけた探究的な学習や、考えを深めたり、次の学びにつなげたりする学習が展開され、学習指導要領の趣旨の実現をめざした授業づくりが進んでいます。

【調査分析を踏まえた課題点】

○教科調査より

- ・ 目的や意図に応じて(条件に合うように)考えを記述する。
- ・ 複数の情報(文章・グラフ・表など)を読み取る。
- ・ 内容を整理、分析し、区別したり構造化(再構築)したりする。
- ・ 考えが伝わるように、根拠を持って工夫して言語化(表現)する。

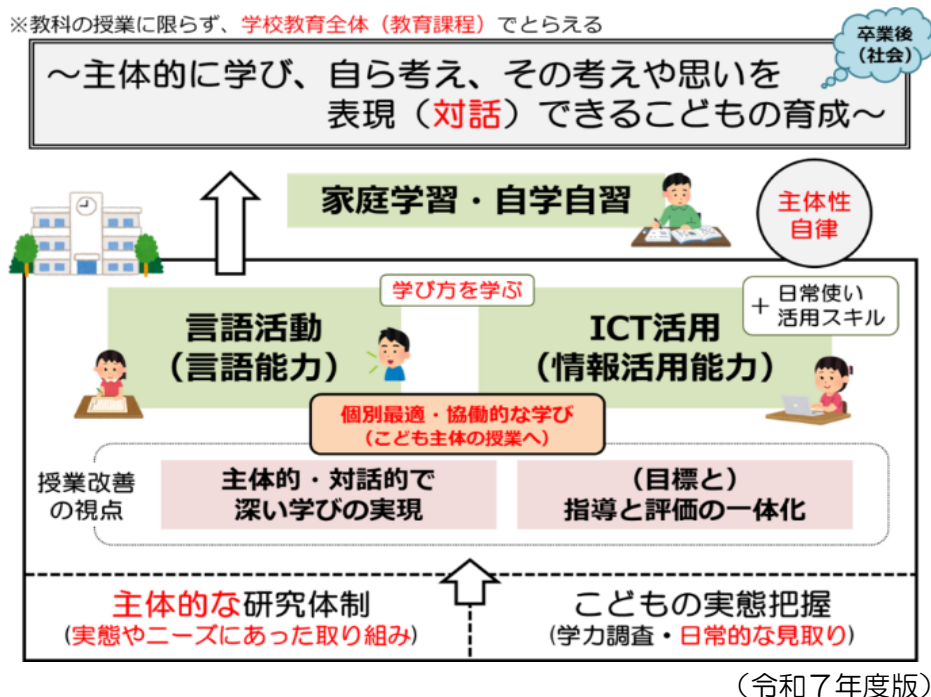
○質問調査より

- ・ 授業外で ICT 機器を学習のために使うことが少なく、ゲーム、SNS や動画視聴に使う時間が長い。
- ・ 学校の授業外で勉強をする時間が少ない。
- ・ ICT 機器の活用に効力感を感じているものの、授業で活用する機会が少ない。

- 上述した背景や課題をふまえ、柏原市の学力向上の方向性を「主体的に学び、自ら考え、その考えや思いを表現(対話)できる子どもの育成」と位置付けています。これは、卒業後の社会においても、豊かな可能性を開花させ、自らの人生を舵取りして幸せな生活を送るとともに、持続可能な幸せな社会の作り手となることへの願いも込めています。

基本的方向

主体的に学び、自ら考え、その考えや思いを表現(対話)できる子どもの育成をめざし、学習指導要領の趣旨を踏まえた授業づくりや研究体制づくりを推進します。



重点① 「思考力・判断力・表現力」の育成をめざした授業づくり

● 授業者の授業改善・学習者の学習改善

現行の学習指導要領では、主体的・対話的で深い学びの実現をめざした授業改善が求められています。学級においては、様々な特性をもった子どもが存在しており、多様性を包摂し、可能性を开花させる授業づくりが必要です。

発展的な学習を進めたい子ども、学習面や行動面で困難を示す子ども、個別の支援が必要な子ども等が混在している中で、それぞれに適切な学びを提供するためには、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させる必要があります。

適切に一斉授業を行うとともに、発達段階や学習場面に応じて、子ども主体の授業への転換をめざします。教師からの説明のみで受動的に学ぶのではなく、自分の意見や考えを言語化(表現)する機会を設けたり、学習状況に応じた学習方法や学習内容を選択(ICT活用)したりすることで、子ども自身が主体的に学びにむかうことができるような授業改善を推進します。

重点② ICTを活用した授業づくり

● 言語能力・情報活用能力の育成(言語活動・ICT 活用の充実)

目的や意図を理解し、内容や考えが相手に伝わるように言語化(表現)することに課題があります。また、複数の情報を読み取り、内容を整理したり再構築したりすることにも課題があり、そのつまずきが原因で言語化につながらないこともあります。

逆向き設計の授業づくり、思考を深める発問の工夫、協働的な学習場面の設定などを意識し、適切な言語活動を充実させた授業づくりをめざします。

子ども自身が情報を収集し、その情報を整理・分析する、他者の意見を参照して思考を整理したり、協働的に学習したりする際には、ICT 活用が効果的です。授業の中で子ども自身が ICT 機器を使い、自ら情報を得ようとしたり、友だちの意見を参考にして学びを深めたりする経験を重ねることで、自律した学習にもつながると考えています。

ICT 活用は、学力向上のための1つの手段ですが、日常的に効果的に活用するためには、ICT 機器への慣れや活用スキルの向上も必要です。授業以外も含めて適切に ICT 活用を推進し、情報モラルや情報リテラシーも含めた情報活用能力を育成します。

重点③ 学習評価の充実

● 指導と評価の一体化・子どもの実態把握(児童生徒理解)

授業のねらいに向かって効果的に学習を進めるには、学習過程で学習状況を適切に把握(評価)することが大切です。それにより、子どもは自身の理解度を客観的に把握し、時には学習方法を改善することができます。あわせて、教師は自身の指導計画を調整し、より適切な指導になるよう改善することができます。このような「指導と評価の一体化」を意識した授業づくりを推進します。

また、授業改善を適切に推進するためには、目の前にいる子どもたちの適切な実態把握が必要です。校種や学校規模、1学級あたりの人数といった環境面の違いに加えて、子どもの様子や必要な支援の状況等、学校によって実態は様々です。

国や府、市の調査結果等は、大きな集団の平均値のため、必ずしも学校ごとの実態と一致する訳ではありません。取組みをより効果的にするためにも、学校ごとに結果分析を進め、その分析に基づいた実態把握と取組みの支援を行っていきます。

また、教師の日常的な見取りによる実態把握も重要です。調査結果と目の前の子どもたちの姿を照らし合わせることで、より正確な実態をとらえることができ、効果的な取組みにもつなげることができます。

重点④ 研究体制の充実

- 主体的な研究体制の構築・研修の実施(研修観の転換)

各取組みを充実させるため、実態を反映させた研究体制の構築を推進します。子どもの実態に応じた研究テーマや研究内容を検討し、教師のニーズにあった校内研修を実施することで、各取組みの充実につながると考えています。

また、「授業と研修は相似形」とも言われるように、校内研修においても教師が主体的に参画し、自律した学びが行われる必要があります。単に前年度までの方法や内容を踏襲するだけではなく、研修の在り方や内容を必要に応じて見直し、主体的な研究体制の構築をめざします。

重点⑤ 家庭学習の充実

- 主体的に学ぶ自律した学習者の育成(家庭学習・自学自習の充実)

柏原市では、これまでの各種調査結果からも、授業外での学習時間が短く、自分で学習の計画を立てたり、自らの学びを深めるために ICT 機器を活用することに課題があることが明らかになっています。

そういった背景をふまえ、②以降の取組みを一体的に進めていく中で、子どもが自ら学習の計画を立てたり、学び方を工夫したり、また、授業での学びをきっかけに自身の興味に基づいて主体的に学びを深められるような自律した学習者の育成をめざします。

重点⑥ 学力向上の指標と目標値

背景や課題をふまえ、柏原市の学力向上の方向性を「主体的に学び、自ら考え、その考えや思いを表現(対話)できる子どもの育成」と位置付けています。これは、卒業後の社会においても、豊かな可能性を開花させ、自らの人生を舵取りして幸せな生活を送るとともに、持続可能な幸せな社会の作り手となることへの願いも込めています。

- 教科調査(平均正答率) ※ 全国値を「1」とした時の数値

	教科	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	目標値
小学校 (6年)	国語	0.99	0.98	0.97	1.00	1.01
	算数	1.00	0.96	1.01	1.03	
中学校 (3年)	国語	1.01	0.96	1.03	0.98	
	数学	1.01	0.92	0.95	0.87	

● 質問調査

(1) 平日(授業以外)に勉強している時間(学習塾、家庭教師等も含む)

※ 「1時間以上」と回答した子どもの割合

	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
小学校	50.0%	45.0%	43.5%	46.2%
中学校	63.9%	63.9%	54.9%	50.3%

(2) 休日に勉強している時間(学習塾、家庭教師等も含む)

※ 「1時間以上」と回答した子どもの割合

	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
小学校	43.8%	36.6%	37.5%	37.7%
中学校	57.7%	46.8%	45.6%	40.4%

(3) 授業での ICT 機器の活用頻度(前年度まで)

※ 「週3回以上」と回答した子どもの割合

	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
小学校	44.8%	39.7%	29.3%	55.0%
中学校	25.9%	23.0%	28.8%	32.5%

(4) 自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表していたかどうか(前年)

※ 肯定的に回答した子どもの割合

	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
小学校	64.2%	58.6%	64.2%	70.5%
中学校	66.3%	64.1%	72.8%	58.0%

(5) 課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいたかどうか(前年度まで)

※ 肯定的に回答した子どもの割合

	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
小学校	70.0%	74.6%	77.1%	79.7%
中学校	79.3%	74.4%	84.5%	73.9%

(3)豊かな心の育成

【現状と課題】

- SNSを含むインターネット利用の低年齢化や核家族化などの問題は、子どもたちにとって人との関わりや地域とのつながりを希薄化しやすいものになっています。令和3年度の全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙において、「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか」の問いに対して「あてはまる」と回答した本市の児童・生徒は小・中学生ともに95%を超え大部分を占めていますが、いじめをしてはいけないという意識が100%浸透していないことがわかりました。
- 学校園では心豊かで健やかな子どもを育成するために、人権教育と道徳教育を軸とし、自他ともに大切にす気持ちを醸成していくとともに、多様性を認め合い、命を大切にする心を育てていくことが重要です。加えて、全校配置した学校司書を有効に活用して読書活動を充実させ、子どもたちの豊かな感性を育むよう努めることも重要です。
- 教職員は自らの人権感覚を磨き、子どもたちの些細な変化を確実に捉えることができるようにしておく必要があります。

基本的方向

人権教育や道徳教育の充実を図り、豊かな体験活動、読書活動などとおして、豊かな心を育成します。

重点① 人権教育の充実

- 計画的、総合的な人権学習の推進
 - ・ あらゆる教育活動を通じて、子どもたちが気持ちを伝え合える環境を醸成するとともに、互いに違いを認め合い、命を大切にする心や自尊感情を育てる人権教育について、計画的・総合的に取り組みます。
 - ・ 「柏原市人権教育基本指針」や「柏原市在日外国人教育基本指針」、「かしわら男女協同参画プラン」、「人権尊重の教育を推進するために」で示される重点目標の達成に向けて、人権及び人権問題に関する正しい理解が深められる人権教育に取り組みます。
- いじめ問題への取組み
 - ・ 市教育委員会は市長部局と協働し、学校園や地域・家庭でのいじめ防止の意識向上を図ります。また、いじめの重大事態が発生した場合は調査や適切な対応に取り組むために設置している附属機関において、迅速な組織対応を行います。

- ・ 市教育委員会は各学校園に対して、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を組織的に行うために徹底した指導を行います。各学校園は、教育委員会策定の「いじめ対応マニュアル」をはじめ、学校園独自の対応マニュアルや大阪府教育委員会作成の対応マニュアルなども活用しながら、いじめの早期発見・早期解決に努めます。
- ・ 市内小・中学校統一の「生活アンケート」に加え、各学校が独自に実施するアンケートなどを用いて、子どもたちの悩みや困っていることを把握し、必要に応じて個別の教育相談を行うなどの取組みをすすめます。
- ・ 相談電話の開設やスクールカウンセラーの全校配置など、いじめに関わる多様な相談体制を推進します。

● 教職員の人権意識の高揚

- ・ 様々な人権課題に応じた適切な研修を計画的に実施します。また、教職員には研修等だけでなく、授業や子どもたちへの対応など日常の取組みに対するふり返りを充実させ、様々な場面をとおして自身の人権意識が高まる取組みを推進します。

重点② 道徳教育の充実

● 「特別の教科 道徳」の時間の充実

- ・ 「特別の教科 道徳」の指導にあたっては、児童・生徒が道徳的価値を自分のこととして捉え、多面的・多角的に考えたり、議論したりすることで、自己や人間としての生き方について主体的に考えを深めることができるよう、すすめます。
- ・ 児童・生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努めます。また、児童・生徒の成長を認め励ます個人内評価を行います。

● 道徳教育推進教師の配置

学校が一体となって道徳教育をすすめるため、校長は道徳教育の方針を明確に示すとともに、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を構築します。

● 学校の教育活動全体を通じた取組み

- ・ 道徳教育の充実を図るため、豊かな体験活動をとおして望ましい道徳性や基本的な生活習慣の育成をめざします。また、子どもたちの発達段階などを考慮して全体計画の改善を図りながら推進するように努めます。
- ・ ネットワーク上のルールやマナー、個人情報やプライバシー、人権侵害などに関する情報モラル教育に取り組めます。
- ・ 全体計画及び年間指導計画の作成にあたっては、児童・生徒や地域の実態、学校の特色などを考慮し、重点事項を定め、各教科等との関連を図ります。

重点③ 学校図書館の充実

- **読書活動の推進**

- ・ 全校一斉での朝の読書タイムの推進や、多様な学習活動における読書の活用をすすめます。
- ・ 「柏原市第3次子ども読書活動推進計画」に基づいて、蔵書数の増加や図書館資料の整備を図るとともに、学校図書館と公共図書館のネットワーク化などをおして、読書環境の充実を図ります。

- **学校司書の配置と活用**

- ・ 市内小・中学校に学校司書を配置します。学校司書が学校図書館の運営の中心となり、蔵書整備や蔵書の選定および図書に関わる掲示等の環境整備をし、学校図書館の「学習・情報センター」的機能を充実させます。
- ・ ブックトークや「図書室だより」の発行、家庭における読書日記「うちどくノート」の実施などにより、子どもたちの読書意欲を向上させるとともに、家庭との連携もすすめます。

(4) 健やかな体の育成

【現状と課題】

- 「令和6年度全国学力・学習状況調査」の結果より、柏原市内において一日当たりのスクリーンタイム（テレビ、スマートフォン、ゲーム等による映像の視聴時間）が2時間以上の児童・生徒数は5割を超え、全国平均を上回っています。また、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」では「学習以外のスクリーンタイムが長時間になると、体力合計点が低下する傾向がみられる」との結果が報告されています。
- 運動機会の減少や感染症対策等、時代の変化とともに新たに生じる様々な健康課題に対応するためには、学校園の教育活動全体で望ましい生活習慣を身につける必要があります。そのためには、保健や給食・食育などをおして体や健康に留意し自己管理できる力の育成や、体育の授業等をおして運動に親しみ、体力の保持増進に積極的に取り組む力の育成が大切です。また、生命尊重の教育や性教育、薬物乱用防止の取組みや部活動などを通じて、健やかな体づくりと精神的な発達をさらに推進することが重要です。

小中学校の体力の見取り	単位	令和6年 (2024年)
全国体力・運動能力、運動習慣調査所定種目の対全国比 ※柏原市の平均値÷全国の平均値	%	97.8

基本的方向

子どもたちが楽しんで自ら体を動かそうとする教育活動や体力向上の取組みをすすめるとともに、健康教育や食育などをおして、子どもたちの健やかな体を育成します。

重点① 体力づくりの充実

- 体力・運動能力の向上
 - ・ 学校園における体育活動を活性化する取組みや、地域・家庭でスポーツ活動に親しむ機会を増やすことにより、幼少期から子どもたちに運動習慣が身につく、生涯スポーツに対する意識が深まる取組みを推進します。
 - ・ 各学校においては「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」などの結果を活用し、数値目標も計画に入れながら、体育の授業はもちろん、それ以外にも体を動かす活動の時間や機会が確保される取組みを推進します。

重点② 学校保健の充実

- **健康教育の推進(喫煙、飲酒、覚せい剤等薬物乱用防止教育の実施)**
 - ・ 各学校で学校保健計画を作成し、健康診断等の保健行事や学校独自の健康教育に関して充実した取組みをすすめます。その際、体育や保健の授業、生活科や総合的な学習の時間、特別活動などの関連教科の活用や家庭とも連携してすすめます。
 - ・ 調和のとれた食事、適切な運動、十分な休養や睡眠といった「健康3原則」の理念に基づき、子どもたち自らが健康を維持管理し保持増進できる力が身につけられるよう健康教育に取り組みます。
 - ・ 喫煙、飲酒、覚せい剤等薬物乱用防止教育については、専門家等による子どもへの指導や家庭・地域への啓発なども計画に入れながら、学校全体で取組みをすすめます。
- **「学校保健委員会」の設置**

学校における健康に関する課題を研究協議し健康づくりを推進するため、各学校で「学校保健委員会」を設置し、課題解決に努めます。

重点③ 食育の充実

- **栄養教諭の配置**

市内の学校に栄養教諭を配置し、給食センターと連携して食育指導に取り組みます。栄養教諭の専門性を生かした系統性のある指導を計画的にすすめるとともに、教科学習や日常生活に関連づけながら食育指導の充実を図ります。

【基本方針2】 学びを支える支援体制を構築します

(1) 子どもへの適切な支援

【現状と課題】

- ▶ 本市では、障がいのある子どもの教育的ニーズに応える「多様な学びの場」の充実を図り、すべての子どもが「ともに学び、ともに育つ」教育の推進に取り組んでいます。支援学級在籍の子どもは年々増加しており、障がいの状態は多様化しています。また、通常の学級に在籍する発達障がい等のある子ども一人ひとりの状況に応じた適切な指導・支援を行うためには、相談・支援体制の充実や教職員の専門性の向上、学習環境の工夫改善や関係機関との連携などに一層取り組んでいく必要があります。
- ▶ 不登校児童・生徒は本市においても増加傾向にあり、その要因は多様かつ複雑です。改善に時間がかかることや改善が難しい状況になるケースもあるため、学校は教師の子ども理解や生徒指導力を高め、学校カウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門人材の力を借りながら、組織的に対応していく必要があります。
- ▶ 全国的に虐待又はその疑いの件数は増加傾向にあります。虐待を最も発見しやすい環境である学校園をはじめ、「要保護児童対策地域協議会」や中学校区の虐待防止委員会等をとおして、市全体の見守り体制を一層強化していく必要があります。

基本的方向

障がいのある子ども一人ひとりの状況に応じた適切な指導、支援をすすめ、「ともに学び、ともに育つ」教育を推進します。

不登校への相談体制や継続した支援の充実を図り、社会的な自立に向けての取組みを推進します。

重点① 支援教育の充実

● 支援学級、通級指導教室の設置

- ・ 障がいの状態に応じた障がい種別ごとの支援学級の設置に努めるとともに障がいのあるすべての子どもたちの教育を受ける権利が完全に保障されるよう、合理的配慮の適切な対応に努めます。
- ・ 各学校では系統性のある指導・支援をすすめるために、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成し、全教職員の共通理解と協力体制のもとに一人ひとりの障がいの状態に応じた教育課程を編成します。
- ・ 支援学級には障がいの状態に応じた専門性を有する教員を配置することができるよう、すべての教職員を対象にした支援教育に関する研修の充実を図り、教職員の支援教育に対する理解を深めます。
- ・ 支援学級に在籍する子どもたちの障がいの状態に応じて移動や日常生活の介助及び学習面を支援する人材の配置に努めます。

- ・ インクルーシブ教育を推進するため、すべての子どもたちが「ともに学び、ともに育つ」ための学校づくり、集団づくりを一層すすめます。
 - ・ 通級指導教室では、通常の学級に在籍する子どもが障がいによる困難さを改善又は克服するための教育課程を編成し、障がいの特性に応じた特別の指導を実施します。
- **ユニバーサルデザインによる授業づくり**
 - ・ 通常の学級においても発達障がいなどにより支援を必要とする子どもが在籍していることを前提に、すべての教科等において学びの困難さに対する指導・支援の充実を図り、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりを推進します。
 - **支援教育コーディネーター、リーディングチームの活用**
 - ・ 校園長のリーダーシップのもと、各学校園で定めた支援教育コーディネーターを中心に、全教職員による組織的な教育活動が展開できるよう取り組みます。
 - ・ 支援学校の巡回相談や本市の支援教育を推進する教員で構成されたリーディングチームなどを活用し、各学校園のより良い支援教育の取組みが促進されるよう地域支援ネットワークの充実を図ります。

重点② 不登校への対応

- **相談体制の構築**

不登校の未然防止、早期発見、早期対応に向け、スクールカウンセラーなどを活用し、相談体制の充実を図るとともに、継続的な支援を行います。また、子どもを取り巻く環境の改善に支援が必要な場合は、スクールソーシャルワーカーなどを活用し、福祉機関とも連携を図ります。
- **教育支援センター「ほのぼのルーム」の活用**

心理的要因等により小・中学校に登校できない状況にある児童・生徒を支援する、教育支援センター（「ほのぼのルーム」）を設置し、教育支援センター補助指導員（ふれあいフレンド）による指導を行います。学習や行事など様々な活動を通して、集団生活への適応を促し、学校への復帰や社会的自立をめざして支援します。

重点③ 外国人児童生徒の支援

- **日本語指導体制の充実**

外国人児童生徒が円滑に学校生活を送れるよう、就学や編転入時に早期アセスメントを行い、日本語指導が必要な児童生徒を迅速に把握します。日本語指導担当教員や外国人児童生徒支援員を活用し、ことばの発達と習得に応じた段階的な指導を行うとともに、継続的に支援します。また、通常学級の教員と日本語指導担当者が連携し、授業への参加を促し学習支援の体制を整えます。

- **学校生活及び地域生活支援の強化**

学校の仕組みや日本の生活文化に不慣れな児童生徒や家庭への支援を行うため、通訳や翻訳機を活用した相談体制を整備します。学習や学校行事への参加が円滑に進むよう、母語による情報提供や個別相談を実施し、必要に応じて福祉などの関係機関と連携します。

- **多文化共生教育の推進**

外国人児童生徒と日本人児童生徒が共に学び合い、多様な文化を尊重し合う学校づくりを推進します。国際理解に関する授業の充実、外国の文化や言語に触れる活動の実施、児童生徒同士の交流機会の創出などを通して、多文化共生の意識を育みます。また、教職員に対しては文化的言語的に多様な背景を持つ児童生徒への指導・支援に関する研修を行い、学校全体で多文化共生に取り組む体制を整えます。

重点④ 関係機関との連携

- **児童虐待、ヤングケアラー等 課題への対応**

- ・ 児童虐待については、子どもや保護者の状況の把握と早期発見に努め、子ども家庭センター、子ども総合支援拠点、警察等の関係諸機関と連携を図りながら組織的に虐待の防止に努めます。また、教職員とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどが一体となって、子どもや保護者が安心して相談できる雰囲気醸成することに努めます。虐待を発見したときや疑いのあるときは速やかに通告し、専門家や福祉機関とともに継続的な支援を行います。

- ・ 福祉部局等の関係機関やスクールソーシャルワーカーと連携し、ヤングケアラーの可能性のある子どもの的確な把握に努め、適切な支援を行います。

(2) 専門人材の活用

【現状と課題】

- 学校が複雑化・多様化した課題を解決し、教育課程の改善等を実現していくためには、学校の組織の在り方や、業務の在り方などを見直し、「チーム学校」を作り上げていくことが大切です。
- 本市においても、スクールカウンセラーをはじめ、スクールソーシャルワーカー、ICT支援員などの人材配置をすすめています。今後、一層効果的な配置をすすめるとともに、教員と多様な専門人材がそれぞれの専門性を生かして連携・協働していくことにより、学校の課題を解決・改善を図っていくことが必要です。

基本的方向

いじめや不登校などの生徒指導に対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、早期発見と適切な支援につなげます。

ICT支援員など、学校教育に関わる支援や指導を行う人材の活用をすすめます。

重点① スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置

● スクールカウンセラーの活用

- ・ 小・中学校にスクールカウンセラーを定期的に配置し、専門知識や技能を生かして、児童・生徒及び保護者等の心のケアを行います。各学校に親しみやすく気軽に相談できる相談室を設置し、悩みや不安を抱えている児童・生徒を支援します。
- ・ 市教育研究所にスクールカウンセラーを配置し、希望者への発達検査の実施や、市内全校からの相談を受け入れます。

● スクールソーシャルワーカーの活用

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置します。ケース会議等においてのアセスメントやプランニング、面接や家庭訪問等を含めた教職員等とのチーム支援、関係機関との連携に関する連絡調整を行い、子どもたちへの適切な支援につなげます。

重点② 教育を支援する各種専門人材の配置

● ICT支援員の活用

「GIGA スクール構想の実現」により整備した ICT を有効に活用するために、市内小中学校に、専門的知識を有する ICT 支援員を配置します。主に授業における機器・ソフトウェア操作支援や不具合への対応を中心に教材作成の補助やホームページの更新、教職員への研修等の業務を行い、各校の ICT 活用推進を図ります。

● 学校教育支援指導員の活用

地域の教育力や地元の大学との連携を生かし、支援を必要とする子どもの学習に寄り添える学生等のボランティアを学校教育支援指導員として学校園に派遣します。この事業を通じて、学校園と地域並びに大学等との連携の促進や開かれた学校園づくりの発展に努めます。

● 部活動補助指導員・地域人材の活用

学校教育における部活動の重要性に鑑み、専門的な技術指導力を備えた校長の推薦する外部の指導者を部活動補助指導員として各中学校に派遣し、地域との連携の促進、及び部活動の振興・発展を図ります。また、学校の働き方改革を踏まえ、休日の部活動を地域に移行・展開する「地域部活動」については、指導に必要なスキルを備えている地域人材(体育協会員等)の発掘を進め、活用してまいります。

● 日本語指導員の活用

各学校園に編入している帰国、渡日の園児・児童・生徒に対して大阪府の日本語指導加配教員とも連携して日本語の指導を行います。また保護者には日本語通訳を派遣することにより、当該園児・児童・生徒の就学及び日常生活が適切に行われるようにします。

(3)教職員の専門性の向上

【現状と課題】

- これまでも本市では、府教育センターや市主催の研修等を効果的に活用し、教職員の専門性の向上に努めてきました。校内研修の充実や外部講師を招いた研修、キャリアステージに応じた研修など研修体制の整備を進め、教職員の授業改善や指導力の向上等に取り組んできました。一方で、本市の小中学校における教職員の年齢構成は20代・30代の教職経験が少ない教員が5割以上を占めています。日常的なOJTの推進やメンタリングの充実、校内の指導体制の強化が重要な課題となっています。
- 社会の変化とともに新たな教育課題がある中、教職員にとっては心身ともにゆとりをもって子どもたちと向き合うことができる環境が必要です。そのためにも「学校における働き方改革」を推進するとともに、「授業アンケート」や「学校教育自己診断」等を活用し、業務改善や指導力向上に取り組むことが大切です。また、教育公務員として市民の信頼に応えられるよう教職員の服務規律の徹底が必要です。

基本的方向

教職経験の少ない教員が増えている現状を踏まえ、キャリアステージに応じた研修を実施するなど、教職員の専門性の向上を図ります。

重点① 教職員の研修の充実

● キャリアステージに応じた研修の実施

教職員が様々な今日的な教育課題に対応できるよう研修の機会を充実させるとともに、教職員一人ひとりの意識改革や資質・指導力の向上に努めます。特に教職経験の少ない教職員には、職場での実践を通じて知識等を身につける育成(OJT)を推進し、指導力の向上を図ります。

● 多様な教育課題への対応

子どもを取り巻く環境の急激な変化等により、複雑化・困難化していく教育課題について、教職員が適切に対応できるよう専門を有する講師を招へいし、「学校教育課題研修」を計画的・継続的に実施します。

● ミドルリーダーの育成

- ・ 学校経営に必要な知識・能力を育成するために、中堅教職員を対象にした管理職養成研修の充実を図ります。また、若手教員の首席・指導主事等への任用などにより、ミドルリーダーの育成に取り組みます。
- ・ 市教育委員会による校園長へのヒアリングを通じて、ミドルリーダーの発掘と育成について検討し、市や府の養成研修を積極的に受講するよう働きかけます。

重点② 学校評価の工夫

- 授業アンケート等の実施

授業が子どもたちにとって「魅力的な授業」、「わかる授業」になっていたかどうかを評価するためのツールとして大阪府教育委員会の授業アンケート等を活用し、授業を行う教員の育成に役立てます。

- 学校教育自己診断アンケート等の実施

学校の教育活動が児童・生徒の実態や保護者の学校教育に対するニーズ等に対応しているかどうかについて、学校自らが診断票等に基づいて学校教育計画の達成度を点検し、学校教育改善のための方策を明らかにします。

重点③ 服務規律の徹底

- 児童・生徒へのハラスメント及び体罰防止

児童・生徒へのハラスメント及び体罰を決して行わないよう、校内研修等を通じて児童・生徒へのハラスメント及び体罰禁止の趣旨を徹底します。また、未然防止を徹底するため、学校の管理職、教員等を対象とした実践的な研修を実施し、児童・生徒理解に基づく適切な指導ができるよう、日頃より指導力の向上を図ります。

- 教職員の綱紀

校園長を通じて綱紀保持の徹底を図るとともに、各校園での定期的な注意喚起や研修等をすすめることにより、信用失墜行為及び不祥事の未然防止に取り組みます。

(4) 就学への支援

【現状と課題】

- 経済的な理由により進学や就学が困難な児童・生徒の保護者に必要な援助を行い、すべての子どもが家庭の経済状況にかかわらず必要な教育を受け、自分の希望する進路にすすめるよう、引き続き支援をしていくことが大切です。併せて、子どもの就学に関して不安を感じておられる保護者に対しての相談体制を整えておくことも重要です。

基本的方向

経済的理由によって子どもの就学が困難な保護者に対して、必要な援助を行い、適切かつ迅速な就学支援に努めます。

発達の課題など、学校生活に対する就学前相談の充実を図ります。

重点① 就学援助制度

- **就学援助制度**

経済的理由によって就学が困難な子どもの保護者に対して、必要な援助を行い、適切かつ迅速な就学支援に努めます。学校を通じて趣旨・申請期間等を周知するとともに、市ホームページや広報誌等を通じて周知します。

- **支援教育就学奨励費**

支援学級への就学という特別な事情を考慮し、当該児童の保護者の経済的負担を軽減します。学校を通じて趣旨・申請期間等を周知するとともに、市ホームページや広報誌等を通じて周知します。

重点② 奨学金制度

- **奨学基金貸付事業**

高等学校などへの進学を希望していながら家庭に経済的な事情がある生徒に対して、進学・就学を断念することがないように、入学金や学業に必要な経費に対する補助を行います。

重点③ 就学相談の充実

- **就学相談**

就学前児童の在籍する幼稚園、認定こども園、保育園所を巡回し、就学相談を行います。また、福祉・医療等の関係機関と連携し、早期からの教育相談、支援体制の構築に努めます。就学説明会などを開催して相談の機会を広げるとともに、就学時検診の際にも個別に就学相談できる体制を整えます。

- **進路相談**

経済的な理由などで高等学校などへの進学について悩みを抱える生徒及び保護者に対して、進路選択支援相談員による相談窓口を設置します。

【基本方針3】 地域の特色を生かし、生涯にわたる学びの機会や環境をつくります

(1)生涯学習の推進

【現状と課題】

- 本市では「誰もが生涯にわたって学び、生きがいを持って暮らせる わがまち かしわら」を基本理念とした生涯学習推進計画を策定し、「誰もが学びたいときに学べる多様な学習機会の提供」「誰もが気軽に楽しめる生涯スポーツの提供」「地域のつながりによる子どもの健全育成」「文化財を守り、次世代へ継承する仕組みづくり」を基本目標として様々な事業を推進してきたところです。
- 国の「第3期教育振興基本計画」においては、今後の教育政策の基本的な方針の一つとして「生涯学び、活躍できる環境を整える」を掲げ、「人生100年時代を見据えた生涯学習の推進」を目標に全ての人が生涯を通じて学び続け、その学びを生かして活躍できるよう、人生を豊かに生きられる環境を整えることなど、必要な取組みを示しています。子どもから高齢者まで、ライフステージや市民ニーズに応じた多様な学習内容や学習環境を整えるとともに、学習により修得した成果を適切に生かすことのできる体制を整えることが重要です。
- 本市においては、大綱の理念を様々な生涯学習施策の取組みの根底に据え、人生100年時代を見据えた、市民が生涯を通じていつでも、どこでも自主的・主体的に学習に取り組むことができ、豊かな人生を送ることができるよう施策を展開していきます。

基本的方向

家庭・地域・学校、そしてボランティア団体などとの連携を強化し、ライフステージや市民ニーズに応じた学習の場(居場所)を提供します。

文化活動の拠点としての公民館、知の拠点としての図書館をはじめ社会教育施設を活用し、生涯学習を推進します。

重点① 社会教育施設の活用

- 体験型生涯学習事業の充実
 - ・ 社会教育施設が、市民にとって身近で気軽に利用しやすい「居場所」となるよう、生涯学習事業を展開します。また、市民が自ら学んだ能力や技術・知識を生かすための仕組みづくりをすすめます。
 - ・ 竜田古道の里山公園内に開設した自然体験学習施設(スマイルランド)において、指定管理者と協働しながら、市民ニーズに応じた体験型生涯学習事業の充実に努めます。

重点② 公民館の活用

● 貸館事業の充実

公民館においては、ライフスタイルの多様化や人口減少等により貸館の件数や利用者数は減少がみられることから、あらゆる機会に学び集える環境を整えるため、夜間や土日祝日の開館を行い、生涯学習の場を提供し、市民の自主的な活動を支援します。

● 多様な学習機会の提供

アンケートの実施等により、情報把握に努め、定期講座や大学と連携しての講座等、市民ニーズに応じた学習機会の提供を行い、生涯学習のきっかけづくりを行います。

● 市民参加型市民文化祭の開催

毎年秋ごろに市民文化祭を開催し、市民に文化芸術活動への参加・発表の場を提供し、知識や技術を地域に還元できる体制を整えます。

重点③ 図書館の活用

● だれもが利用しやすく、交流できる図書館運営

すべてのあらゆる世代の人が読書を通じて交流できる図書館づくりをめざします。また障がい者サービスの実施、インターネットによる図書の予約や電子図書館におけるコンテンツの充実など、利便性の向上をめざします。

● 市民ニーズを踏まえた資料収集と蔵書構成の充実

多様なニーズや社会的動向等を考慮した図書の選書を行い、バランスの取れた蔵書構成に努め、知の拠点として、市民の教養及び生涯学習を支援します。

● 季節ごとや特色のある行事の実施

図書館をより身近に感じてもらうため、ボランティアとも連携した行事を開催するとともに、市主催のイベントのみならず、民間団体が主催するイベント等にも参画し、あらゆる人が交流できるよう居場所作りの提供を行うとともに、電子図書館の利用促進に繋がる啓発等を行うなど、図書館の魅力を多くの市民に知ってもらうことにより、図書館利用の促進に努めます。

● 学校との連携の強化

小中学校に向けた、「ブックトーク」や「電子図書館の使い方講座」などの出前講座、図書の定期配送を実施し、児童・生徒たちの読書意欲を高め、読書習慣を定着させることに努めます。また、小中学校と連携し、図書館で除籍した書籍を提供するなど、図書館と学校間での図書の有効活用を図ります。

(2) 青少年の健全育成

【現状と課題】

- 近年、地域社会とのつながりや人間関係が希薄になり、家庭や地域での教育力の低下が懸念されている中で、本市では子どもの健やかな成長を支えるため、地域の方々の協力を得ながら、青少年の見守り活動や安心・安全な居場所の提供をすすめています。今後も、「地域の子どもは地域が守り育てる」意識を高め、子どもがたくましく健やかに成長するよう家庭、地域、学校全体が一体となり青少年健全育成活動に取り組む必要があります。
- 社会教育施設や青少年関係団体が、次代を担う青少年の成長に資するさまざまな体験活動や人との交流の場の提供に努めています。今後も、青少年の活動の活性化を図り、多様な活動・体験を通じて、豊かな人間性や社会性、自立性を育むことができる環境づくりを、家庭、地域、学校が強い連携を図りながら進める必要があります。

基本的方向

地域の多様な人材が地域の子どもの健全育成や教育に関わりを持つ機会の創出を推進します。
青少年健全育成団体などの支援の推進や青少年講座の充実を図ります。

重点① 家庭・学校・地域等との連携強化

- **PTA活動などの地域内・地域間での活発な活動の促進**
各学校単位のPTA活動や、健全育成会活動が充実できるよう積極的に支援を行い、活性化を図るとともに、地域と学校をつなぐ人材の育成をめざします。
- **家庭、地域社会の教育力の向上**
乳幼児家庭の教育力向上を図るため、就園前の幼児とその親を対象に、家庭教育講座を行い、子どもの「未来に向かう力」育成を図ります。また大阪府の教材を使った親学習の推進を図るため、親学習リーダーの活動を支援する親学びサポート事業を展開し、家庭教育支援の充実に努めます。
- **地域学校協働活動の推進**
本市では青少年健全育成会を地域学校協働本部として位置づけ、地域の幅広い地域住民などの参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、地域と学校が連携・協働して、学校に対する協力事業やフェスタ、放課後子ども教室など様々な活動を展開しています。
平成29年3月に社会教育法が改正され、教育委員会による地域住民等と学校との連携協力体制の整備や、地域住民等と学校との情報共有や助言などを行う「地域学校協働活動推進員」の委嘱に関する規定の整備が行われました。今後、本市においても「地域学校協働活動推進員」の委嘱に向けて検討をすすめます。

- **コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の設置**

地域社会と連携・協働し、社会に開かれた教育課程を実現するため、小中学校において学校運営協議会の設置について、関係部局と検討をすすめます。

- **青少年育成団体の支援の推進**

少子化、地域コミュニティの衰退に対応できるよう青少年育成団体への支援を引き続き実施します。社会の情勢に対応できる柔軟な事業展開ができるよう取組みをすすめます。

- **「子どもの安全見守り隊」、「こども110番の家」運動の推進**

- ・ 地域の子どもは地域で守るための活動として、「子どもの安全見守り隊」による、小学生の登下校時の見守り活動を引き続き推進します。
- ・ 子どもたちがトラブルに巻き込まれそうになった時、助けを求めてかけ込むことができるように、地域の協力家庭が「こども110番の家」の旗、プレートなどを掲げて、助けを求めて来た子どもを保護することにより、子どもたちを犯罪から守るための運動を引き続き推進します。

- **「校区パトロール」「地域清掃」「あいさつ運動」「フェスティバル」「花いっぱい運動」などの実施**

市内小中学校に設置される青少年健全育成会では、校区パトロール、地域清掃、あいさつ運動、フェスティバルなどの地域交流活動を行っています。地域の人間関係が希薄化する中で、活動への参加を積極的に呼びかけ、「地域の子どもは地域で守り育てる」という機運を高め、関係団体や機関などとの連携をさらに深めることで取組みを推進します。

- **「防災体験合宿」「放課後子ども教室」などの推進**

- ・ 地域の避難所にも指定されている学校体育館を活用し、災害時を想定した生活体験ができる防災体験合宿を市内小学校で順に実施し、災害に備え自ら考え行動できる子どもたちを育成するとともに、地域スタッフと協働することで、地域の一員としての自覚を身につけることをめざします。
- ・ 放課後子ども教室の実施により、放課後や土曜日に学校などの施設を利用して、児童が遊びや文化活動、地域の人々との交流活動などを行うにより、安心・安全な居場所を確保します。
- ・ 児童の自主性、協調性及び創造性に富んだ豊かな成長を育むコミュニティづくりを、地域全体で推進します。

重点② 青少年講座の充実

- **体験型学習講座の充実**

生涯学習の基盤づくりや社会教育の充実のために、青少年を対象とした「歴史講座」、「科学講座」、「星空観察講座」など、市内の大学などと連携しながら体験学習を中心とした各種講座を開催しています。今後も青少年の学習ニーズに対応した学習機会の提供に努めます。

(3) 生涯スポーツの充実

【現状と課題】

- 近年、健康への関心が高まる中、オリンピックにおける競技種目の変更や追加など、スポーツの多様化が進んでおり、スポーツに対する関心についても高まっています。
- 課題としては、令和元年度に堅下北スポーツ広場を開設しグラウンドの確保ができたところですが、令和3年度に柏原市立青谷運動場が廃止となったことから、改めてグラウンドの確保について検討する必要があります。
- 既存の施設は、概ね昭和50年代から60年代に開設しており、施設の老朽化による再整備等の検討が課題となっています。

基本的方向

健康への関心が高まるなか、スポーツによる市民の健康増進を図るため、誰もが身近な地域で気軽にスポーツに親しむことができる機会や施設の充実を図ります

重点① スポーツ活動の充実

- **スポーツ行事の内容の充実**
スポーツフェスティバル in 柏原や柏原シティキャンパスマラソン等、各種スポーツ大会や教室等の行事を充実させることにより、市民がスポーツに参加する機会の確保に努めます。
- **ニュースポーツの調査・研修及び普及活動**
さまざまな世代に向けた新たなスポーツの調査や研修を行い、ニュースポーツ講習会を開催するなどの事業を通じて普及活動に努めます。

重点② スポーツ環境の充実

- **スポーツ施設を安心、安全に利用できる環境整備**
サンヒルスポーツセンターや堅下庭球場、市立体育館、堅下北スポーツ広場等において指定管理者制度を活用することにより民間の運営手法を取り入れ、市民がスポーツ施設を利用しやすい環境を整えます。

(4) 歴史・文化の保全と活用

【現状と課題】

- 文化財の保存・整備・活用にかかる諸事業を継続的にすすめています。
- 日本遺産の認定を受けた「龍田古道」と「葛城修験」については、文化資源の関連性、景観の保全など、地域活性化に向けて諸事業を実行していきます。
- 文化財については貴重な歴史資産であるとともに、市にとっては観光資源でもあることから、近年、市長部局との連携が増加し、文化財の活用面が増加していく中で、対応できる専門的な人材の育成が急務となってきています。

基本的方向

歴史的・文化的資産の保護と継承を図るため、史跡などの文化財の適切な維持管理を行います。また、歴史や文化の魅力を様々な手法を用いて積極的に発信するとともに、歴史を学ぶ機会の創出のため、歴史資料館の展示・講座・講演会を開催します。

重点① 文化財の保全、整備、活用

- **文化財保護条例に基づく幅広い文化財の指定**
幅広い文化財の保存と活用に向け、建造物、美術工芸品といった有形文化財や芸能、風俗慣習に関する民俗文化財などを対象に、より広い視野での文化財の指定・登録をすすめます。
- **史跡などの適正な維持管理と整備**
定期的に史跡などでの除草や樹木の剪定を行っていますが、高木のため剪定や伐採が困難な場合も増えています。史跡の管理や整備をすすめるうえで、地域住民との連携を強化し、適切な管理体制を確立します。

重点② 市内文化財の啓発

- **日本遺産をはじめ、市内歴史遺産の拠点施設としての利用促進と情報発信**
日本遺産の構成文化財に注目するなど、時々に応じた展示、講演会を開催することで柏原の歴史的な魅力を高めます。また、オンライン動画配信にも取り組み、より広い層に向けて情報を発信します。

【基本方針4】 安心、安全で快適な教育環境をつくります

(1) 子どもの安全確保

【現状と課題】

- 各学校園では、独自に作成された「学校安全計画」や「危機管理マニュアル」等に基づいて、安全教育や実践的な訓練を実施しています。管理職を中心に担当者を明確にした上で、安全教育や防犯、防災教育に取り組んでいます。
- 小学校安全監視員の配置や通学路警備を行い、子どもたちの安全の確保に努めています。また、保護者や学校支援ボランティア、地域の関係団体の協力を得て、子どもたちの見守り活動がすすめられています。
- 子どもたちが自らの命を守る「主体的に行動する態度」の育成に、引き続き取り組んでいく必要があります。

基本的方向

子どもへの交通安全、防犯教育を推進するとともに、地域との連携による子どもの見守り活動を推進します。

また、様々な自然災害を想定し、防災教育の充実を図ります。

重点① 安全監視員の配置

● 小学校安全監視員の配置

児童が校内で安全な学校生活を送ることができるよう校門での安全監視を行い、来校者に対応します。また、不審者が発生した際には、職員室への迅速な連絡・通報を行います。

重点② 通学路の安全確保

● 交通安全教育の実施

警察等と連携して子どもへの交通安全教育を推進するとともに、保護者や地域との連携による子どもの見守り活動を推進します。

- **通学路の整備**

- ・ グリーンベルト化などの通学路整備については関係部局と連携して取り組みます。
- ・ 通学路警備員やスクールガードリーダー(警察官OB)による巡回を活用し、安全確保に努めます。

- **スクールバスの運行**

堅上小学校に通う特認児童や堅下南小学校に通う遠距離通学となる児童の通学時間を短縮し、通学の安全を確保するため、スクールバスを運行します。(堅下南小学校は登校時のみ運行します。)

重点③ 学校における危機管理体制の確立

- **防犯教育、防災教育の実施**

- ・ 地域との連携による子どもの見守り活動を推進し、犯罪の抑止効果の増大を図ります。また、警察等の関係機関と連携し、各学校園の防犯教育を推進します。
- ・ 避難確保計画などに基づく様々な自然災害を想定した実践的な避難訓練を行い、子どもたちが自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」を育成する防災教育の充実を図ります。

- **対応マニュアルの見直し**

万一の事件や事故などの緊急事態に対処できるよう、各学校園において作成している危機管理マニュアルを活用し、必要に応じてマニュアルの見直しを行います。

(2) 施設の環境整備

【現状と課題】

- 小・中学校における環境整備については、これまで校舎の耐震化工事や普通教室への空調設備設置工事と同時にトイレの洋式化を進めてきました。さらには教育活動の重要な場であるだけでなく、地域の防災拠点として避難所としての機能も兼ね備えた学校体育館の空調整備についても取り組み、全施設への設置が完了しています。
引き続き、必要な設備の整備や安全性確保のため、プール施設をはじめとする校舎等の老朽化対策について、各学校の実情に応じた整備を進めるよう取り組みます。
- 社会教育施設の老朽化対策については、全国的にも共通の課題となっており、本市においても厳しい財政状況が続く中、随時補修や修繕を行っています。
- 今後、人口減少などにより公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されます。こうした状況を踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に検討する必要があります。

基本的方向

学校施設・社会教育施設の整備や安全管理をすすめ、教育環境の質的向上を図ります。

重点① 安全、安心な施設環境の構築

● 学校施設の計画的な整備、改修

学校施設の適切な保全や老朽化対策のため、各学校への現地調査やヒアリングを行い、安全面や運用面などを考慮し、優先順位をつけて施設整備及び改修を行います。

さらに児童・生徒の安全を確保するため、施設内の非構造部材に対する安全対策を進めます。

重点② 社会教育施設の充実

● 社会教育施設の計画的な整備、改修

・ 市民文化センターにつきましては建物及び設備の老朽化が進んでいることから、耐震性能の確保が急務となっており、大規模改修や建て替えについて検討をすすめます。

・ 市民文化会館につきましては、施設や設備の老朽化等に伴う故障や修繕が多発し、大規模改修が必要となっております。施設規模の適正や利用状況などを鑑み、施設のあり方を検討し、整備方針を検討していきます。

(3) 学校給食の充実

【現状と課題】

- 安全、安心な給食センターを維持するため、給食センターの施設や設備の改修・補修を行っています。日常的な衛生管理を徹底し、給食センター、教育委員会、学校が連携して安全で美味しい学校給食を実施することができるよう努めます。
- 食物アレルギーの対応については、対象となる子どもの状況を校内で把握し、学校、家庭、給食センターが連携しながら対応しています。

基本的方向

安全、安心な給食の供給に努めます。食物アレルギーのある児童生徒については、学校、家庭、藤井寺市柏原市学校給食会（給食センター）が連携し、対応マニュアルに沿って確実な対応を図ります。

重点① 安全、安心な給食の供給

● 給食施設の維持、運営に向けた取組み

- ・ 給食センターと各学校との連携を促進し、円滑な給食事務の推進に取り組みます。
- ・ 日常的に衛生管理の徹底を図るため、給食センターの施設や設備の改修・補修及び厨房機器類の充実に取り組みます。
- ・ 給食センター、教育委員会、各学校との連携により、給食費滞納を未然に防ぎ、法的措置も視野に入れ対応します。

重点② 食物アレルギー等への対応

● 食物アレルギーへの確実な対応

- ・ 学校は対象となる子どもの状況を的確に把握し、対応マニュアルに沿って適切なアレルギー対応を行います。また、消防署や医療機関との連携を確実にします。
- ・ 家庭や給食センターと連携してアレルギーの発症を防止する取組みを確実にする一方で、万が一、アナフィラキシーショックを起こした場合の対応についても、すべての教職員が共通理解しておくように研修の充実を図ります。

● 食中毒発生の防止

学校給食法「学校給食衛生管理基準」に基づいて、適切な衛生管理により、食中毒発生の防止に努めます。

(4)教育機会の均等

【現状と課題】

- 小規模校が見込まれる柏原市立小・中学校において、より良い教育環境と効果的な学校教育を実現するために、平成28年9月に「柏原市立小・中学校適正規模・適正配置基本方針」を策定し、令和2年4月に国分東小学校と国分小学校を統合しました。また、令和4年6月の基本方針見直しでは、「当面は現状を維持し、再編整備を行わない」といった方針を出し、現在に至ります。
- 1985年から2025年までの40年間で市内の児童数・生徒数は半分以下に減少しており、今後も少子化が続くことが見込まれます。令和8年度には「柏原市立小・中学校適正規模・適正配置審議会」を設置し、保護者や地域住民の方々のご意見や地域の実情を踏まえ、検討を行い、令和9年度に新たな基本方針を策定する予定です。
- 令和3年7月、柏原市教育委員会は「柏原市立小・中学校適正規模・適正配置審議会」において、「市立小・中学校の学校規模・学校配置の適正化についての基本的な考え方に関すること」及び「小中一貫教育を推進する観点からの市立小・中学校の適正規模・適正配置の方策に関すること」についての諮問を行いました。新たな基本方針を策定し、地域の実態を踏まえた適正規模についての基本的な考え方や望ましい規模について、引き続き、検討していく必要があります。
- 少子化による生徒数の減少やそれに伴う教員数の減少により、中学校では部活動数を維持することが困難になっています。

基本的方向

小・中学校のより良い教育環境と効果的な学校教育の実現に向け、「柏原市立小・中学校適正規模・適正配置基本方針」を策定し、学校規模・学校配置の適正化について検討をすすめます。

また、就学する中学校に希望する部活動がない場合を考慮して、「部活動による就学指定校の変更制度」を実施します。

重点① 学校の適正規模、適正配置の推進

- ・ 「柏原市立小・中学校適正規模・適正配置基本方針」に基づき、市内小・中学校の適正規模、適正配置の推進を図ります。なお、方針については概ね5年ごとに見直しを行います。
- ・ 社会情勢や人口推計の変化に着目しながら、小学校及び中学校のそれぞれの再編整備も視野に入れ、施設一体型の小中一貫校や義務教育学校についての調査・研究に取り組みます。
- ・ 再編整備をすすめる際には、保護者や地域住民の方々と意見を交わし、理解と協力を得ながら行います。

重点② 部活動の充実

● 部活動による就学指定校の変更制度の実施

就学する中学校に希望する部活動がない場合を考慮して、引き続き、「部活動による就学指定校の変更制度」を実施します。また、部活動の地域展開の動向を注視しながら、今後の制度のあり方について検討していきます。